

第3次古賀市ごみ処理基本計画 (素案)



令和5年10月

古賀市

目 次

第1章 基本計画の趣旨	- 1 -
第1節 計画の趣旨	- 1 -
1. 計画策定の趣旨	- 1 -
2. 計画の性格（位置付け）	- 2 -
3. 計画の対象・範囲・期間	- 3 -
第2章 古賀市の概要	- 4 -
第3章 ごみ処理の現状と課題	- 5 -
第1節 ごみ処理の概要と体制	- 5 -
1. ごみ処理の概要	- 5 -
2. 収集運搬体制	- 5 -
3. ごみ処理フロー	- 6 -
第2節 ごみの状況	- 7 -
1. ごみの排出量	- 7 -
2. 分別品目の収集量	- 9 -
3. 古紙類の回収量	- 10 -
4. 埋立されるごみの量	- 11 -
5. ごみの性状について	- 12 -
第3節 ごみ処理方法	- 13 -
1. ごみ処理施設	- 13 -
(1) 古賀清掃工場（エコロの森）	- 13 -
1) 焼却処理施設について	- 14 -
2) リサイクルプラザについて	- 14 -
3) 最終処分場について	- 14 -
(2) 古賀市不燃物埋立地	- 15 -
2. リサイクル率	- 16 -
3. ごみ処理量	- 17 -
4. ごみ処理経費	- 18 -
(1) ごみ処理事業経費	- 18 -
第4節 実施施策の評価と今後の取り組みへの課題	- 19 -
1. 前計画の目標について	- 19 -
2. 施策の実績	- 21 -
(1) 第2次計画期間の主な取り組み	- 21 -
(2) 「家庭系ごみ対策」の実績と課題の整理	- 22 -
1) 「3Rの見える化」など市民に分かりやすい情報提供	- 22 -
2) 生ごみを削減するための水切りやマイバック等の啓発促進	- 23 -
3) 資源化率を上げるための分別品目の検討	- 23 -
4) 廃棄物減量等推進委員制度の検討	- 23 -
(3) 「事業系ごみ対策」の実績と課題の整理	- 24 -
1) 適正な排出・処理の指導	- 24 -
2) 実態把握調査の実施	- 24 -

3) ごみ減量と資源化に関する啓発や情報提供	- 24 -
4) 資源化率向上のための取り組み	- 24 -
5) 事業者との連携促進	- 25 -
6) 優良事業者への表彰制度の活用	- 25 -
(4) 「市民・事業者・行政のパートナーシップづくり」の実績と課題の整理	- 26 -
1) 環境活動に関わる個人・団体の連携強化	- 26 -
2) 環境活動に関する情報の提供及び活動の推進	- 26 -
(5) 「環境教育・普及啓発の充実」に関する実績と課題の整理	- 27 -
1) ごみに関する環境教育のあり方の再検討	- 27 -
2) 年齢層に応じた環境教育・学習の充実	- 27 -
3) 環境教育の人材活用、活動の推進	- 27 -
(6) 「ごみ処理に関する体制整備の推進」の実績と課題の整理	- 28 -
1) 実態の把握	- 28 -
2) ごみ処理に関する体制の効率化、経費の抑制	- 28 -
3) ごみに対する情報の公開	- 28 -
4) 高齢者や障害者などに配慮した収集運搬体制の検討	- 28 -
5) 災害時の対策についての施策検討	- 28 -
(7) 「循環型社会の形成についての調査研究」の実績と課題の整理	- 29 -
1) 循環型社会の形成に関する研究の継続	- 29 -
第5節 ごみ処理に関する課題と今後の取り組みの方向性	- 30 -
1.生活系ごみ対策	- 30 -
2.事業系ごみ対策	- 30 -
3.市民・事業者・行政のパートナーシップづくり	- 30 -
4.環境教育・普及啓発の充実	- 30 -
5.ごみ処理に関する体制整備の推進	- 30 -
第4章 ごみ処理基本計画	- 31 -
第1節 計画の基本方針	- 31 -
1. ごみ処理の基本的な考え方	- 31 -
(1) 基本理念	- 31 -
(2) 循環型社会の形成	- 32 -
(3) ごみ処理の基本原則	- 33 -
(4) 基本方針	- 34 -
(5) 市民・事業者・行政の役割	- 35 -
第2節 計画の目標	- 37 -
1. ごみ排出量の将来推計	- 37 -
(1) 人口推計	- 37 -
(2) ごみ総排出量・リサイクル総量の推計（現状維持の場合）	- 38 -
2. ごみ減量と資源化の目標	- 39 -
(1) ごみ減量と資源化の目標設定	- 39 -
(2) ごみ減量と資源化における目標数値	- 40 -

第3節 施策の展開	- 41 -
1.生活系ごみ対策	- 41 -
(1) 4Rの推進に向け市民に分かりやすい情報の提供	- 41 -
(2) 生ごみを減量するための水切りやマイバッグ等の啓発促進	- 41 -
(3) 資源化率を上げるための分別回収の推進	- 41 -
(4) 食品ロス削減に向けたフードドライブの啓発促進	- 41 -
2.事業系ごみ対策	- 42 -
(1) 適正な排出・処理の指導	- 42 -
(2) 実態把握調査の実施	- 42 -
(3) ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供	- 42 -
(4) 資源化率向上のための取り組み	- 42 -
(5) 優良事業者への表彰制度の活用	- 42 -
3.市民・事業者・行政のパートナーシップづくり	- 43 -
(1) 環境活動に関わる個人・団体の連携	- 43 -
(2) 環境活動に関する情報の提供及び活動の推進	- 43 -
4.環境教育・普及啓発の充実	- 43 -
(1) ごみに関する環境教育のあり方の再検討	- 43 -
(2) 年齢層に応じた環境教育・学習の充実と人材活用の推進	- 43 -
5.ごみ処理に関する体制整備の推進	- 44 -
(1) 実態の把握	- 44 -
(2) ごみ処理に関する体制の効率化、経費の抑制	- 44 -
(3) ごみに関する情報の公開	- 44 -
(4) 高齢者や障がい者などに配慮した収集運搬体制の検討	- 44 -
(5) 災害時の対策についての施策検討	- 44 -
(6) 処理施設の適正かつ効率的な運営	- 44 -
(7) 循環型社会の形成に関する研究の継続	- 44 -
第4節 計画の進行管理	- 45 -
1. ごみ処理状況の情報管理と公開	- 45 -
2. 取り組み状況の報告	- 45 -
3. 庁舎内の推進体制	- 45 -
4. 構成市町との連携	- 45 -
【資料編】	- 46 -
用語の解説	- 46 -
アンケート調査概要	- 48 -
ごみ組成調査結果	- 48 -
計画策定の経緯	- 48 -

第1章 基本計画の趣旨

第1節 計画の趣旨

1. 計画策定の趣旨

高度成長期を経て経済発展した日本は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会となり、その結果もたらされた廃棄物処理に伴う環境負荷、最終処分場建設の困難、処理に係る負担増、不法投棄の増大等の深刻な社会問題が生じました。複雑になるこれらの問題に総合的に対処するため、国は持続可能な発展を目指す循環型社会の形成に向けて「循環型社会形成推進基本法」を制定し、目指すべき将来像として「循環型社会」を掲げ、その実現に向けて様々な制度をつくとともに施策を推進してきました。これらを受け、古賀市では平成15年に古賀市ごみ処理基本計画、平成26年に第2次古賀市ごみ処理基本計画を策定し、ごみの現状や廃棄物行政の動向を踏まえた対応をおこなってきました。

近年、ごみ処理をめぐる社会の状況は急速に変化しています。地球温暖化を緩和するカーボンニュートラルの実現に向けて、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が加速化され、プラスチック資源循環の促進や食品ロスゼロ、レアメタル等金属資源の国内リサイクルの推進が進められています。また、ごみ処理の問題は、2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）と深い関わりがあります。

このような背景のもと、令和5年度で第2次古賀市ごみ処理基本計画の計画期間が満了することに伴い、一般廃棄物を取り巻く現状、前計画の評価等を踏まえ、持続可能な循環型社会の構築に向けた各施策の一層の推進を目的とし、第3次古賀市ごみ処理基本計画を新たに策定します。



図1 SDGsの17のゴール

2. 計画の性格（位置付け）

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により策定するものです。同規定には、市町村は当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないとされています。

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されますが、ごみに関するものは、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 25 年 6 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）に基づいて策定するものであり、本計画は、古賀市における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

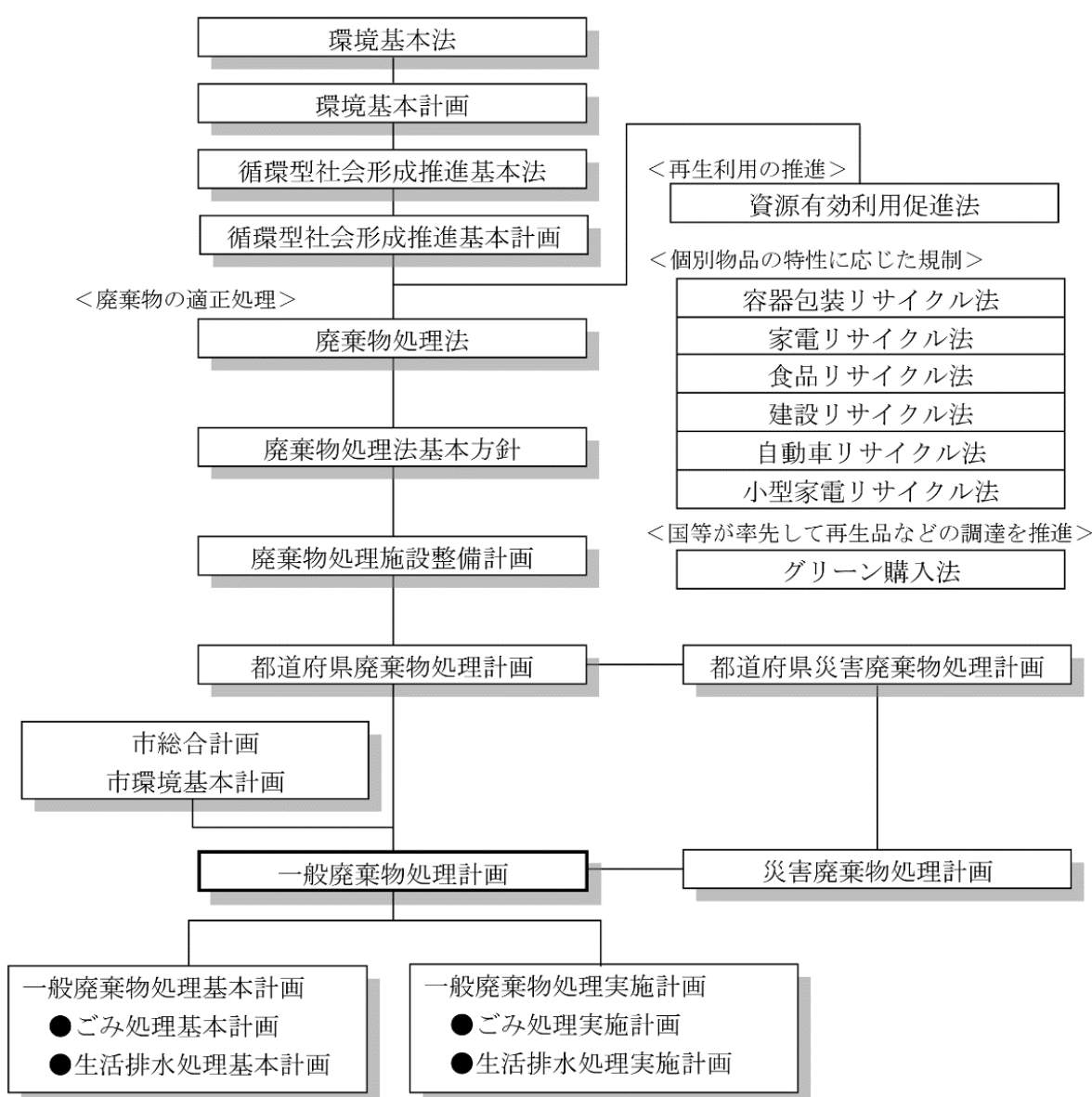


図 2 一般廃棄物処理計画と他の計画との関係

3. 計画の対象・範囲・期間

本計画は、古賀市の行政区域全域を対象とし、「廃棄物処理法」に基づく一般廃棄物についての排出抑制、分別排出、収集運搬、中間処理、最終処分に至る全工程を範囲とします。

また、計画期間については、上位計画である「古賀市環境基本計画」との整合を図るため、令和6年度を初年度とし、令和15年度を目標年度とする10年間とします。

なお、5年目にあたる令和10年度を中間目標年度として設定しますが、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、計画の見直しを検討します。

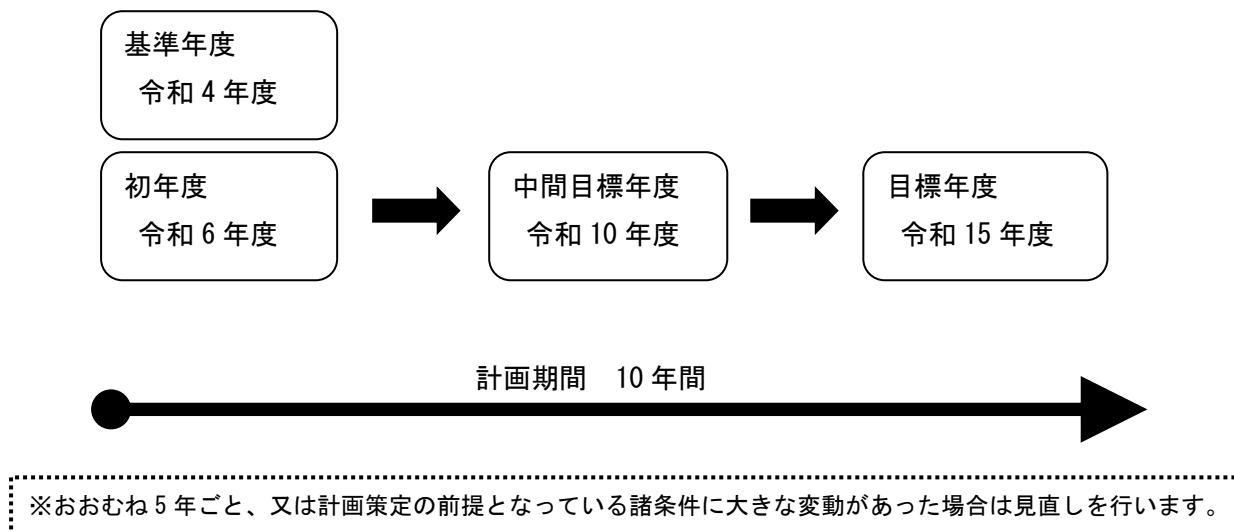


図3 計画の対象・範囲・期間

第2章 古賀市の概要

福岡県の北西部に位置し、東に緑豊かな犬鳴山地の山々、西に白砂青松の美しい海岸線を有する海の広がる自然に恵まれたまちです。福岡都市圏に属し、九州自動車道のインターチェンジや2本の国道、3つのJR駅を有す優れた交通アクセスを生かして工業団地や住宅団地が立地し、便利で快適な生活環境が整っています。

●面積 : 約 42.07km²

●人口 : 59,346 人 (令和4年9月末、住民基本台帳)

※ここ10年来の人口推移は緩やかな増加傾向。令和元年度以降59,000人を超える状況が続く。

※外国人人口は令和4年3月末現在で814人。技能実習生、特定技能が占める割合が高く、単身世帯、短期滞在者が多い。

●世帯数 : 26,578 世帯 (令和4年9月末、住民基本台帳)

※人口よりも顕著な増加傾向。一世帯当たりの人数は徐々に低下し、令和4年度は2.23人

●行政区数 : 46 行政区

●高齢化率 : 約 28% (令和2年国勢調査)

※高齢化率(65歳以上人口の総人口に占める割合)は町丁・字別で異なり、50%を超える地区も見られる

●土地利用 : 西部 JR 鹿児島本線、国道3号、495周辺に住宅を中心とした市街地が形成、南西部には大規模工業団地が立地する。中央部の平地から丘陵地には農地・集落、東部には樹林地が広がる。

●産業 : 中核産業は鋳工業(鋳業と製造業)。市内総生産額の41.5%を占める(令和元年度、福岡県市町村民経済計算)

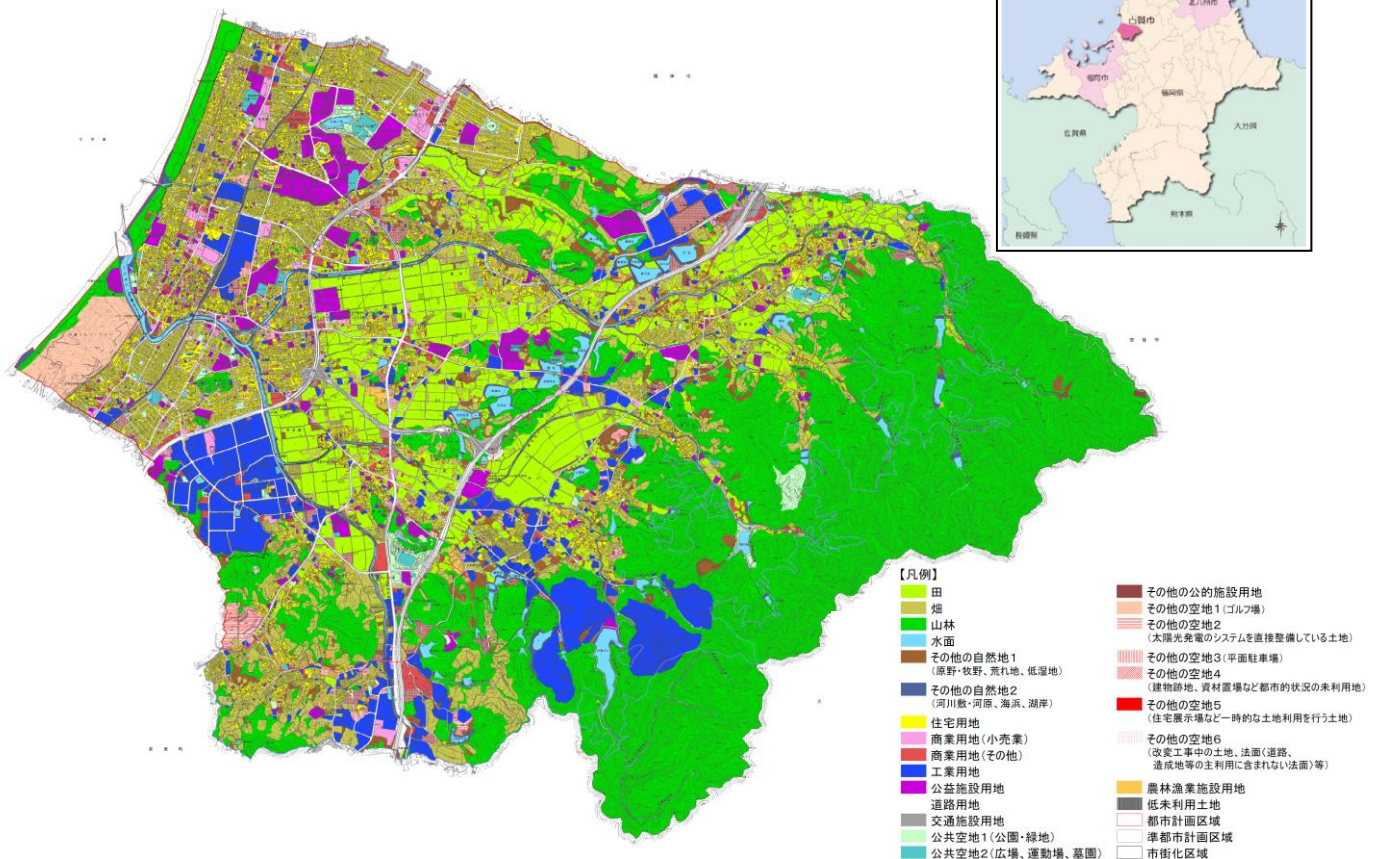


図4 古賀市の土地利用現況

※資料：都市計画基礎調査(令和4年度)

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の概要と体制

1. ごみ処理の概要

古賀市のごみ処理施設には、古賀清掃工場と古賀市不燃物埋立地があります。

古賀清掃工場は、主に可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみを処理する施設であり、玄界環境組合（古賀市、福津市、新宮町、宗像市）において運営しており、古賀市及び福津市、新宮町がごみを搬入しています。

古賀市不燃物埋立地は、一般家庭から排出される不燃ごみのうち埋立ごみ（陶磁器、ブロック、がれき等）を処理する施設です。

コラム 産業廃棄物の適正処理

作成中

2. 収集運搬体制

古賀市のごみの収集運搬体制は、表1のように分類されます。

表1 収集運搬体制

収集区分	ごみ区分	収集方式	排出形態	搬入施設	収集の 日程・回数	手数料		
生活系 ごみ	市が収集 (委託業者が 収集)	可燃ごみ	戸別収集	指定袋	古賀清掃工場	2回/週	62.9円/袋(大) 36.6円/袋(小) 20.9円/袋(ミニ)	
		粗大ごみ	戸別収集	指定処理 シール		月～金	523円/個	
	資源ごみ 不燃ごみ	分別12品目	拠点回収 (地域別)	コンテナ エコバッグ		1回/月	無料	
		分別12品目 古紙類	拠点回収 (古賀清掃工場)	コンテナ エコバッグ		3回/月	無料	
		ペットボトル 発泡トレイ 牛乳パック	拠点回収 (公共施設)	回収ボックス		-	無料	
		小型家電	拠点回収 (公共施設)	回収ボックス		1回/週	無料	
		古紙類	拠点回収	回収倉庫		再生業者	月～金	無料
		廃食用油	拠点回収 (公共施設)	回収缶		再生業者	月～金	無料
事業系 ごみ	個別契約 (許可業者が 収集)	可燃ごみ	個別収集	指定袋	-	104.7円/袋(大) 73.2円/袋(小)		
		不燃ごみ	個別収集	-	古賀清掃工場	-	無料	
直接搬入ごみ	可燃ごみ 不燃ごみ	直接搬入	-	-	月～土	170円/10kg		
	埋立ごみ	ブロック 陶磁器 がれき等	直接搬入	許可制 (事業者搬入不可)	古賀市不燃物 埋立地	月、水、金	0.5tまで 500円 1tまで1000円 2tまで2000円	
集団回収	古紙類等	集団回収団体が収集	-	-	-	-		

3. ごみ処理フロー

古賀市のごみ処理のフローは、図 5 のようになります。

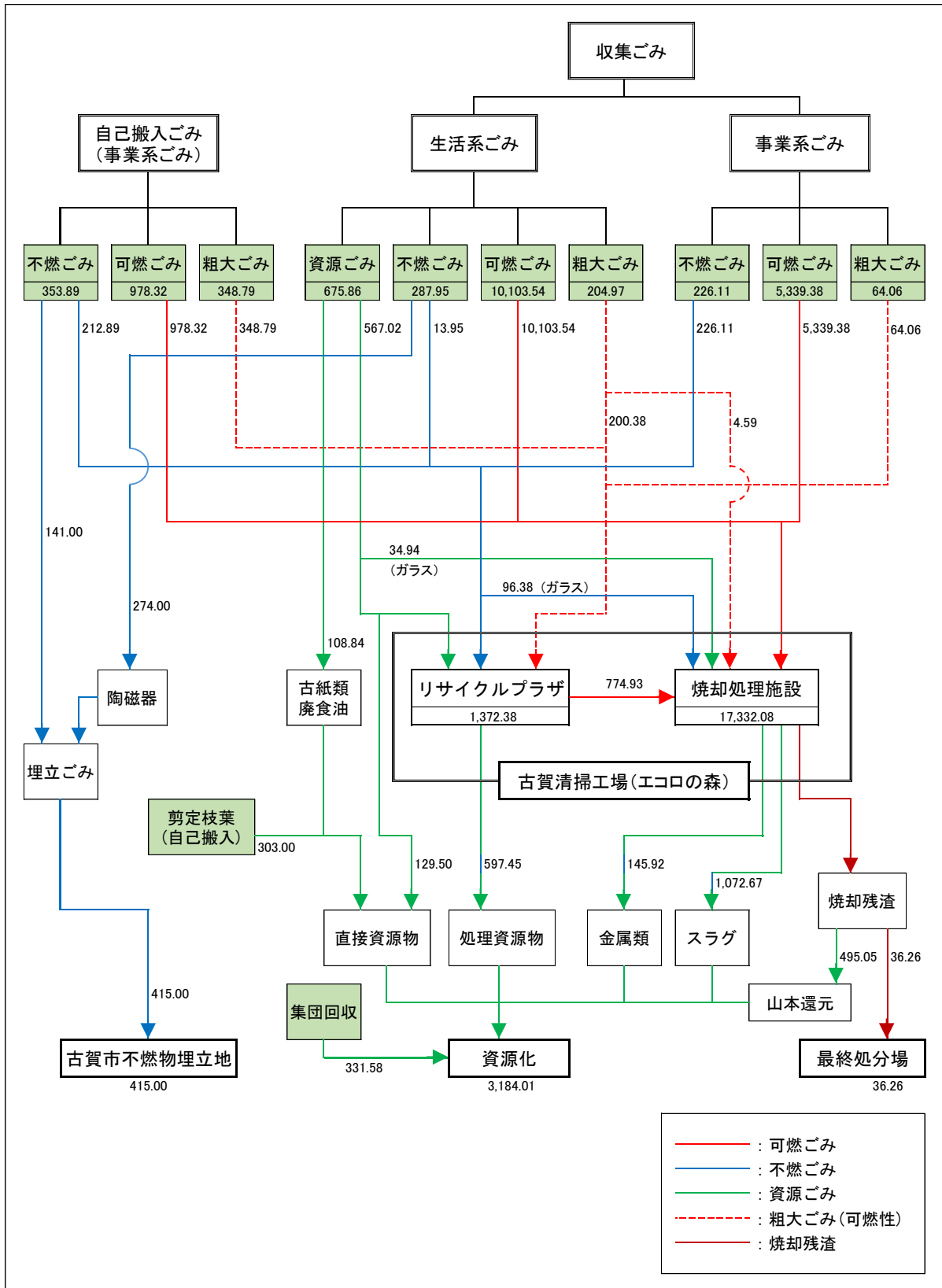


図 5 ごみ処理フロー

第2節 ごみの状況

1. ごみの排出量

ごみの排出量の推移を種類別に表すと、図6、表2に示すとおりです。

人口は微増傾向の中、「ごみ総排出量」と「1人1日当たり排出量」も、令和2年度以降、若干減少傾向にあります。

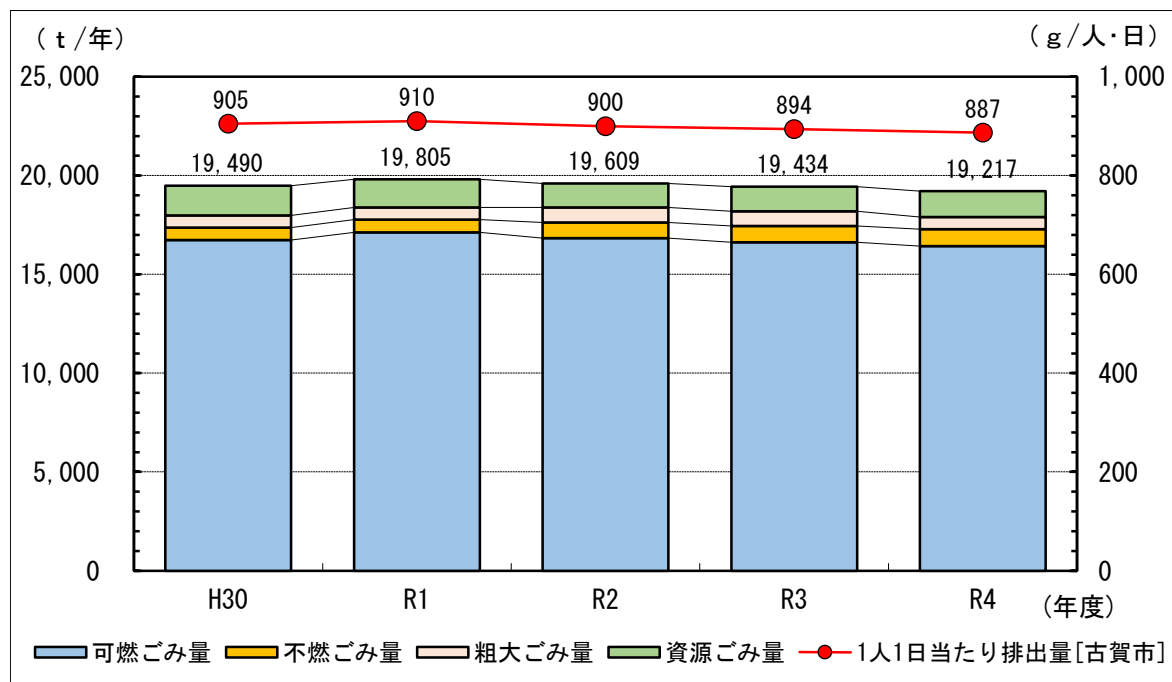


図6 ごみ排出量（種類別）

表2 ごみ排出量（種類別）

年 度		H30	R1	R2	R3	R4
可燃ごみ量	t/年	16,738	17,124	16,827	16,617	16,421
不燃ごみ量	t/年	627	652	803	827	868
粗大ごみ量	t/年	610	609	749	754	618
資源ごみ量	t/年	1,515	1,420	1,228	1,236	1,310
ごみ総排出量	t/年	19,490	19,805	19,609	19,434	19,217

人口	人	58,993	59,444	59,694	59,565	59,346
1人1日当たり排出量[古賀市]	g/人・日	905	910	900	894	887
1人1日当たり排出量[福岡県]	g/人・日	946	945	946	926	
1人1日当たり排出量[全国]	g/人・日	919	918	901	890	

※ 各数値を四捨五入しているため、「ごみ総排出量」の値において±1(t)の誤差が生じている場合がある

※ 令和4年度の福岡県及び全国の1人1日あたり排出量は、令和5年3月31日現在未発表

ごみの排出量の推移を形態別に表すと、図 7、表 3 に示すとおりです。

収集ごみ量（生活系ごみ）は令和 2 年度をピークに減少傾向、事業系ごみは平成 30 年度から横這い傾向、直接搬入ごみは令和 2 年度をピークに減少傾向、集団・拠点回収量は減少傾向であったものが令和 4 年度で増加しています。

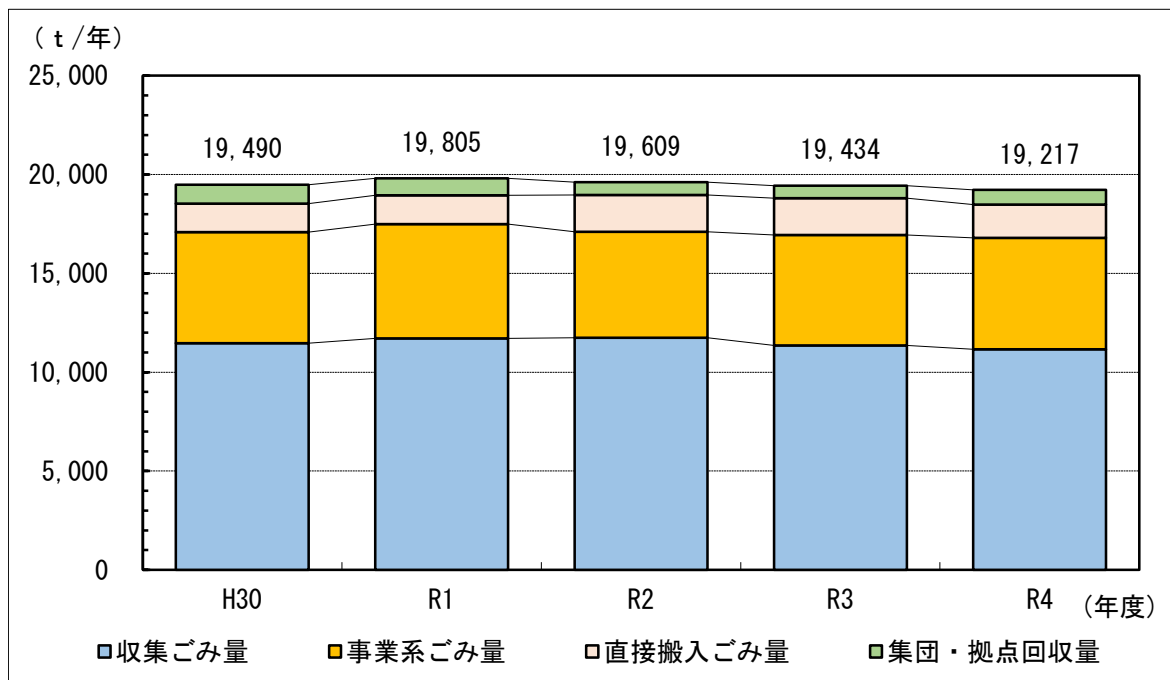


図 7 ごみ排出量（排出形態別）

表 3 ごみ排出量（排出形態別）

(単位：t/年)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	
収集ごみ量(生活系ごみ)	11,469	11,709	11,741	11,349	11,164	
(内訳)	可燃ごみ	10,580	10,812	10,764	10,347	10,104
	不燃ごみ	124	130	138	143	288
	粗大ごみ	209	202	247	248	205
	資源ごみ	555	566	592	611	568
事業系ごみ量	5,625	5,790	5,354	5,593	5,630	
(内訳)	可燃ごみ	5,313	5,468	5,029	5,279	5,339
	不燃ごみ	251	259	248	235	226
	粗大ごみ	62	63	78	78	64
直接搬入ごみ量(事業系ごみ)	1,435	1,452	1,877	1,867	1,681	
(内訳)	可燃ごみ	845	845	1,035	991	978
	不燃ごみ	252	263	418	449	354
	粗大ごみ	338	345	425	428	349
集団・拠点回収量(生活系ごみ)	959	853	636	625	743	
ごみ総排出量(合計)	19,490	19,805	19,609	19,434	19,217	

※ 各数値を四捨五入しているため、合計値において±1(t)の誤差が生じている場合がある

2. 分別品目の収集量

分別収集は平成 10 年度に開始し、分別品目は 12 分別です。この分別品目のうち、陶磁器以外は資源ごみとして分類されます。

分別ごみ（12 品目）の収集量は図 8、表 4 に示すとおりであり、分別収集の収集量と市内の公共施設等に設置の資源回収ボックス（紙パック・発泡トレイ・ペットボトル）の収集量の合計となります。

分別ごみの量は、平成 30 年度以降、資源ごみ及び不燃ごみとも増加傾向にあります。

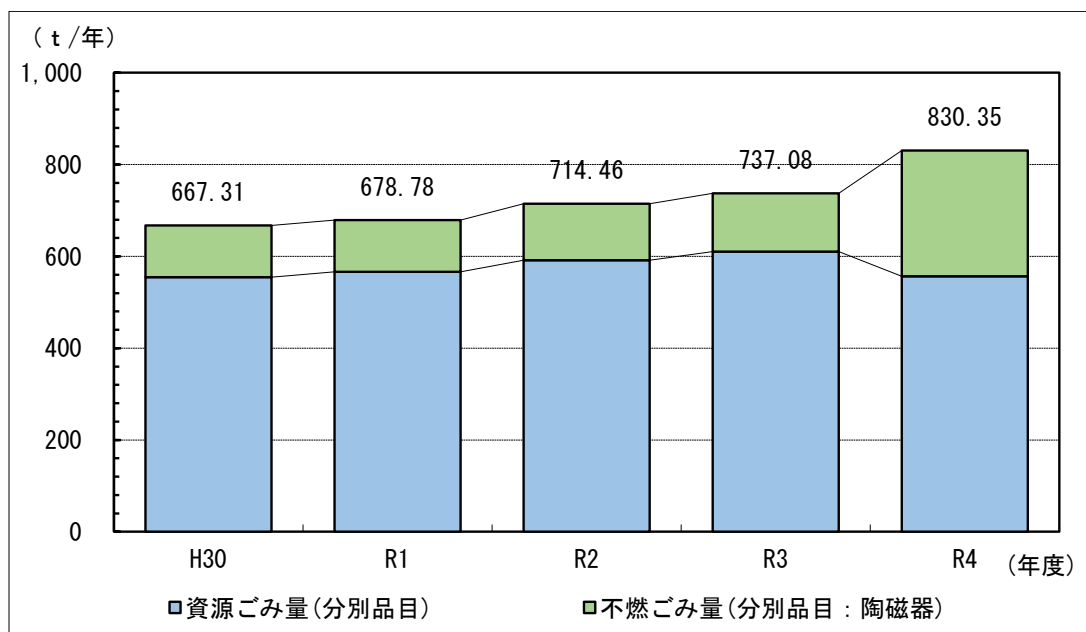


図 8 分別ごみ収集量

表 4 分別ごみ収集量

年度		H30	R1	R2	R3	R4	
分別収集回収量		657.17	665.63	694.22	710.45	830.35	
(内訳)	資源	缶	5.31	5.53	8.29	10.75	11.26
		びん	201.36	199.68	195.44	207.64	199.85
		ガラス	50.96	44.91	52.40	38.05	34.94
		蛍光管	5.00	4.32	4.54	3.95	3.66
		乾電池	11.88	12.06	13.15	12.82	12.33
		紙パック	8.23	8.43	8.91	9.00	9.22
		発泡トレイ	3.16	5.45	9.77	15.14	0.00
		梱包材	5.66	5.30	5.24	5.56	5.29
		ペットボトル	47.57	46.36	46.88	54.04	56.29
		金物	120.39	134.69	149.35	136.22	113.30
	容器包装プラスチック	84.82	86.31	77.64	90.26	110.21	
不燃	陶磁器	112.83	112.59	122.61	127.02	274.00	
資源回収ボックス回収量		10.14	13.15	20.24	26.63	—	
(内訳)	資源	紙パック	1.54	1.76	2.16	1.97	—
		容器包装プラスチック	3.16	5.45	9.77	15.14	—
		ペットボトル	5.44	5.94	8.31	9.52	—
合計(資源ごみ品目)		554.48	566.19	591.85	610.06	556.35	
合計(分別収集全品目)		667.31	678.78	714.46	737.08	830.35	

3. 古紙類の回収量

古賀市の古紙類（古紙・古着）の回収量は、図 9、表 5 に示すとおりであり、市内の各種団体が行う古紙類等の集団回収量及びエコロの森分別収集において実施した古紙類の収集量、また市内 2 ヵ所に設置している古紙・古着回収倉庫の収集量の合計になります。

集団回収量及び集団回収以外の古紙類の収集量は、いずれも年々減少傾向にあります。

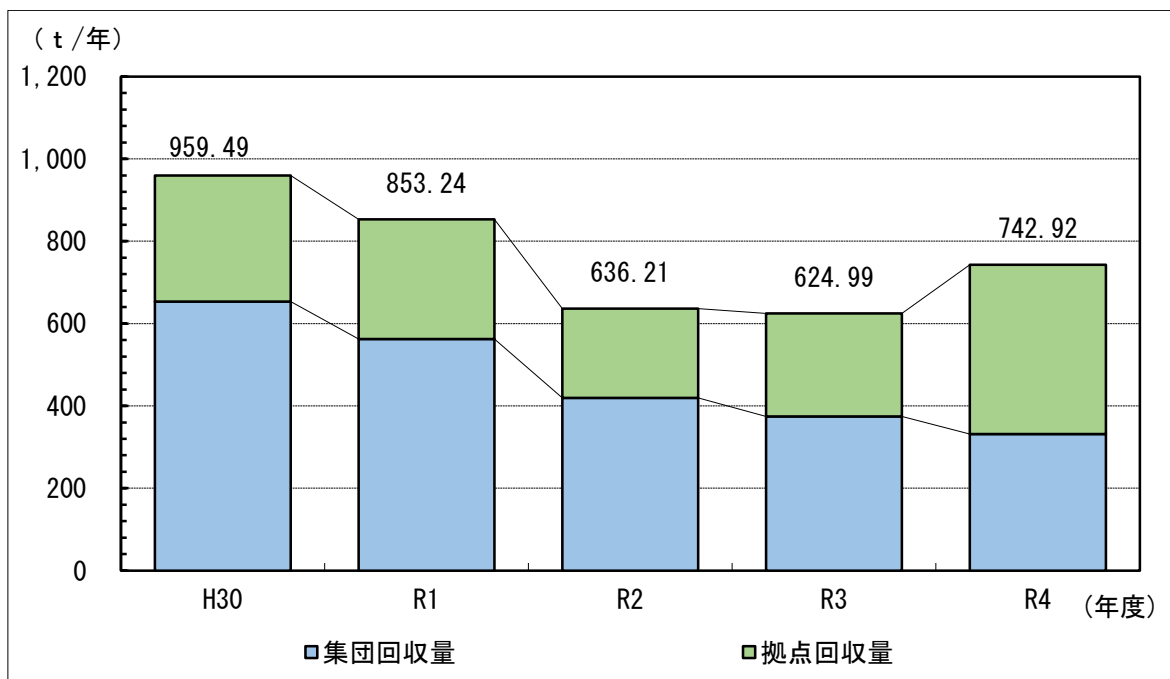


図 9 古紙類回収量

表 5 古紙類回収量

(単位：t/年)

年度		H30	R1	R2	R3	R4
集団回収量		653.11	562.39	419.31	374.07	331.58
(内訳)	古紙類	644.83	562.39	419.31	374.07	331.58
	新聞	339.96	290.98	188.88	—	—
	雑誌	172.71	147.60	128.88	—	—
	ダンボール	132.16	123.81	101.56	—	—
	古着	0.00	—	—	—	—
	アルミ缶・びん	0.00	—	—	—	—
	剪定枝	8.28	—	—	—	—
拠点回収量		306.38	290.85	216.90	250.92	411.34
(内訳)	古紙類	192.73	164.37	148.84	137.87	108.34
	新聞	51.95	40.73	32.68	29.60	18.50
	雑誌	80.20	72.92	65.96	66.71	57.29
	ダンボール	60.58	50.72	50.20	41.56	32.55
	古着	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	剪定枝	113.65	126.48	68.06	113.05	303.00
回収量合計		959.49	853.24	636.21	624.99	742.92

4. 埋立されるごみの量

焼却処理後の脱塩残渣等及び不燃ごみのうち、古賀市不燃物埋立地に搬入されるごみ(ブロック、陶磁器、がれき等)の量は、図 10、表 6 に示すとおりです。なお、分別収集で収集した陶磁器は、埋立処分しています。

古賀清掃工場の焼却処理後の脱塩残渣については、平成 22 年度から山元還元による再資源化に取り組んでおり、令和 4 年度からは埋立搬入重量に反映し、埋め立て処分量はかなり少なくなっています。不燃物については、令和元年度以降増加傾向にあります。

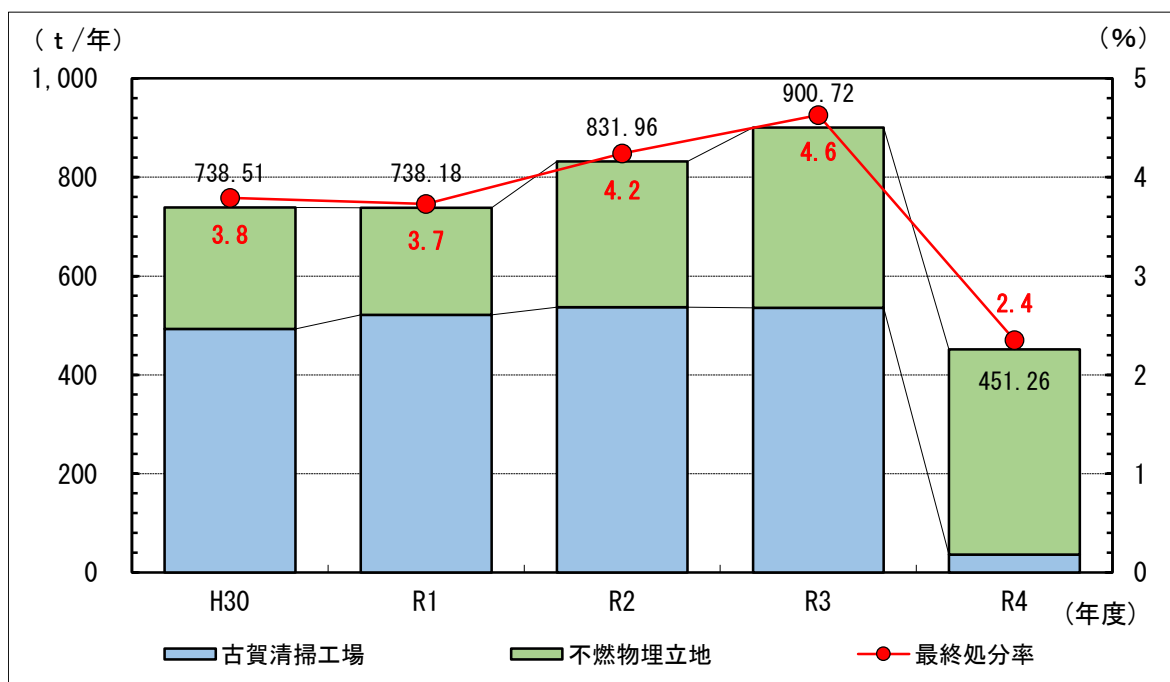


図 10 埋立量推移

表 6 埋立量推移

年 度			H30	R1	R2	R3	R4
古賀清掃工場 (脱塩残渣等埋立)	搬入重量	t/年	493.2	521.1	536.9	535.7	36.3
	不燃物埋立地※	搬入重量	t/年	245.3	217.1	295.1	365.0
	搬入容量	m ³ /年	153.3	135.7	184.4	228.1	259.4
最終処分量合計		t/年	738.5	738.2	832.0	900.7	451.3
ごみ総排出量		t/年	19,489.6	19,805.1	19,608.7	19,433.5	19,217.4
最終処分率		%	3.8	3.7	4.2	4.6	2.4

※ 搬入重量及び搬入容量は、搬入車両積載量による推計値
搬入重量＝搬入容量／1.6として換算

5. ごみの性状について

資源化可能な物品の混入割合のデータを収集し、市民の分別意識を把握するとともに、今後の一般廃棄物に関する施策を検討するための基礎資料とすることを目的として、古賀市の家庭系ごみの組成調査を実施しました。

家庭系ごみ組成調査の分析結果は、図 11 に示すとおりです。この調査は令和 4 年 11 月に実施したもので、市内 4 地域（山間住宅地、新興住宅地、共同住宅、商業地区）から排出された家庭系の可燃ごみを地域ごとにほぼ同量ずつサンプリング、分類、計測し、それぞれの地域の調査結果を合計したものです。

また、調査結果は水分を含んだ状態の湿組成と乾燥させて水分を除いた乾組成の 2 種類で計測しました。

これによると、乾組成では、紙類が 31.1%で最も多く、次いで厨芥類 22.5%、布類 20.6%、プラスチック類（容器包装）19.6%となっています。若干のばらつきはあるものの、どの地域においても紙類、厨芥類は多い傾向にあり、プラスチック類（容器包装）が一定数排出されている状況にありました。

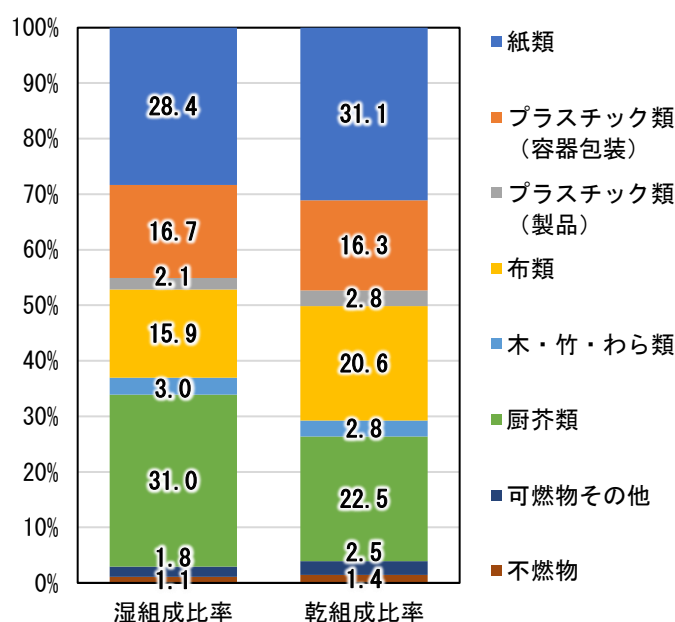


図 11 家庭系ごみの組成調査結果（令和 4 年 11 月サンプリング）

※当日追加資料予定（組成調査経年比較）

第3節 ごみ処理方法

1. ごみ処理施設

(1) 古賀清掃工場（エコロの森）

平成15年4月から古賀清掃工場へ可燃ごみ・不燃ごみ（陶磁器、ブロック、がれき等以外）・資源ごみを搬入し処理をしています。

ここでは、焼却処理・破砕選別処理・焼却残渣の最終処分が行われています。

表7 古賀清掃工場（エコロの森）概要

施設所管	玄界環境組合
設置場所	古賀市筵内1970番地1
建築面積	6,323㎡
焼却処理施設	
処理能力	260 t /日 (130 t /日 × 2炉)
処理方式	熱分解熔融方式
建設年度	着工 : 平成12年11月
	竣工 : 平成15年 3月
	本格稼動 : 平成15年 4月
施行・管理	アジア航測 株式会社
設計・施工	三井造船 株式会社
リサイクルプラザ	
処理能力	48 t (48t/5h)
破砕方式	低速破砕機＋高速破砕機
選別設備	磁選機 2基 精度選別機 1基 アルミ選別機 2基 手選別コンベア 4基
設計・管理	アジア航測 株式会社
プラント工事	株式会社 栗本鉄工所
最終処分場	
埋立対象物	焼却残渣
埋立工法	クレーンによる積み増し工法
埋立容量	11,505㎡
埋立完了予定	平成44年度

<玄界環境組合構成市町>

古賀市、福津市、新宮町、宗像市

1) 焼却処理施設について

可燃ごみが搬入されます。また、リサイクルプラザに搬入された資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ（可燃・不燃）のうち、資源不適物や破碎処理残渣（可燃物）も搬入されます。

無酸素状態で 450℃の熱処理による分解後、混入している金属類を分離させ回収します。その後、1,300℃の高温燃焼で熔融処理されます。高温のため、ダイオキシン発生が抑制され、また、灰分を溶かしスラグとして回収しています。

このように、焼却残渣を減らし残りの残渣を最終処分場にて処分しています。

表 8 焼却処理内訳

年 度		H30	R1	R2	R3	R4	
焼却量		t / 年	17,573	18,007	17,875	17,672	17,332
内 訳	直接焼却量	t / 年	16,880	17,262	16,966	16,749	16,557
	リサイクルプラザ処理残渣	t / 年	693	746	909	924	775
焼却残渣資源化量		t / 年	1,217	1,258	1,273	1,162	1,219
焼却残渣量(資源化物除く)		t / 年	493	521	537	536	531
焼却残渣率(資源化物除く)		%	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1

2) リサイクルプラザについて

資源ごみや不燃ごみ、破碎処理が必要な粗大ごみ（可燃・不燃）等が搬入されます。

資源ごみは種類別に選別・圧縮・梱包などの中間処理が行われ、その後に資源物として再生業者に引き渡されます。

不燃ごみ、粗大ごみは必要に応じて破碎処理が行われ、資源化可能な部分を取り出し、資源化不可能な破碎処理残渣（可燃物）は、焼却処理施設に送られます。

表 9 リサイクルプラザ処理内訳

年 度		H30	R1	R2	R3	R4	
処理量(搬入量)		t / 年	1,274	1,318	1,524	1,516	1,372
リサイクルプラザ資源化量		t / 年	581	572	615	592	597
リサイクルプラザ処理残渣		t / 年	693	746	909	924	775
リサイクルプラザ資源化率		%	45.6	43.4	40.3	39.1	43.5
リサイクルプラザ直接資源化量		t / 年	131	155	187	179	130

3) 最終処分場について

令和 3 年度までは、焼却処理施設で処理された焼却残渣（脱塩残渣）が搬入され、埋立処分されていましたが、平成 22 年度から脱塩残渣は山元還元されており、清掃灰のみを埋め立て処分しています。

(2) 古賀市不燃物埋立地

家庭から発生する不燃ごみのうちブロック、陶磁器、がれき等を埋立処分しています。また、分別収集で回収された陶磁器についても、焼却処理が困難なため埋立処分しています。

表 10 古賀市不燃物埋立地 概要

施設名	古賀市不燃物埋立地
施設所管	古賀市
設置場所	古賀市青柳町444-2番地(他6筆)
埋立対象物	家庭から発生するブロック、陶磁器、がれき等
埋立地面積	7,412m ²
埋立容量	25,381m ³
埋立開始年	昭和62年7月
埋立工法	準好気式埋立
排水の処理方法	砂ろ過方式

2. リサイクル率

リサイクル率は、排出されたごみから資源化された量のごみの総排出量に対する割合を示す値で、その推移は図8に示すとおりです。

古賀清掃工場では、焼却処理時の金属回収や焼却残渣のスラグ化により、金属やスラグを資源物として回収しています。

また、リサイクル率は、資源ごみの量が減少しているため、近年は県内平均・全国平均を下回って推移しています。

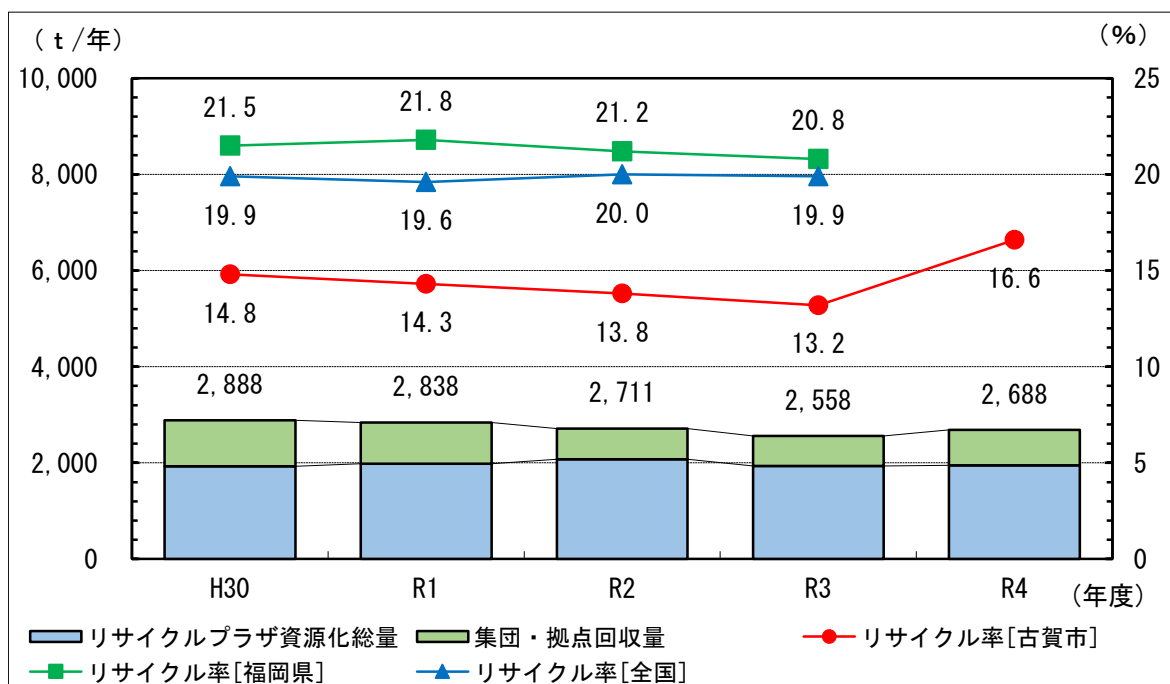


図 12 リサイクル率の推移

表 11 リサイクル率の推移

年 度		H30	R1	R2	R3	R4	
内 訳	リサイクルプラザ資源化総量	t/年	1,928	1,985	2,075	1,933	1,946
	焼却施設残渣資源化量	t/年	1,217	1,258	1,273	1,162	1,219
	リサイクルプラザ資源化量	t/年	581	572	615	592	597
	リサイクルプラザ直接資源化量	t/年	131	155	187	179	130
山元還元		t/年					495
集団・拠点回収量		t/年	959	853	636	625	743
リサイクル総量		t/年	2,888	2,838	2,711	2,558	3,184
ごみ総排出量		t/年	19,490	19,805	19,609	19,434	19,217
リサイクル率[古賀市]		%	14.8	14.3	13.8	13.2	16.6
リサイクル率[福岡県]		%	21.5	21.8	21.2	20.8	
リサイクル率[全国]		%	19.9	19.6	20.0	19.9	

※ 各数値を四捨五入しているため、「ごみ総排出量」の値において±1(t)の誤差が生じている場合がある

※ 令和4年度の福岡県及び全国のリサイクル率は、令和6年3月31日現在未発表

3. ごみ処理量

ごみ処理量は、資源化されない量を表します。ごみ総排出量から資源化された量を引いたものであり、その推移は図 13、表 12 に示すとおりです。

人口は微増傾向にある中で、全体の「ごみ処理量（資源化されない量）」及び「1日1人当たり処理量」ともにほぼ横ばい傾向にあります。

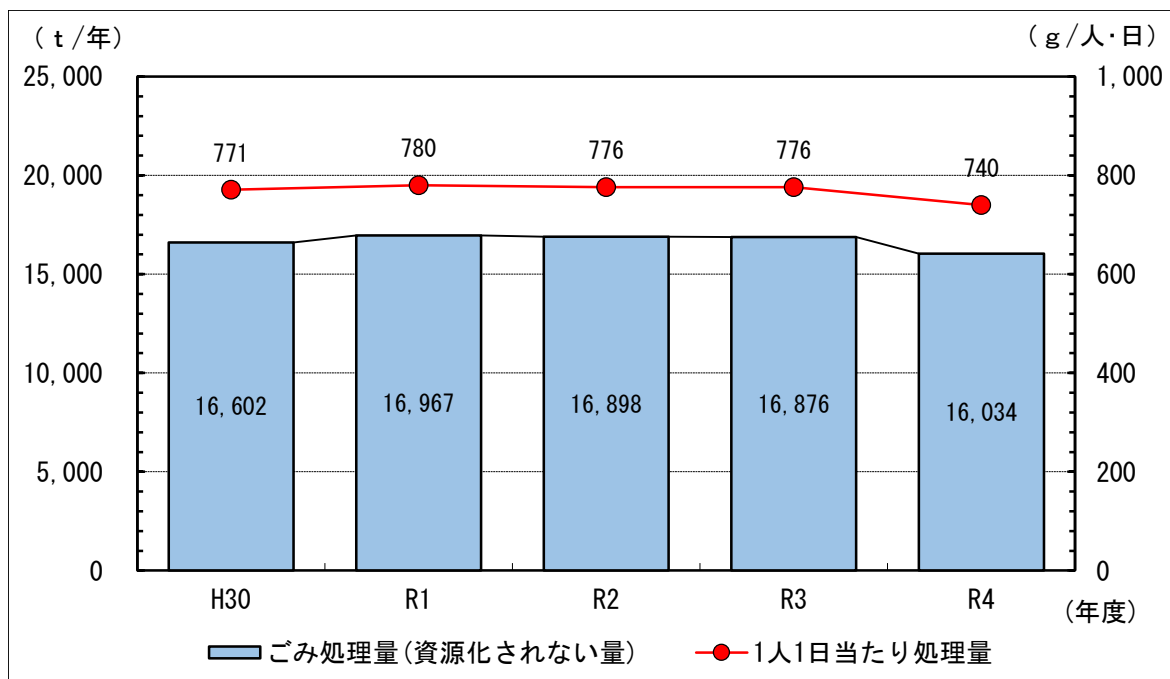


図 13 ごみ処理量の推移

表 12 ごみ処理量の推移

年 度		H30	R1	R2	R3	R4
ごみ処理量(資源化されない量)	t/年	16,602	16,967	16,898	16,876	16,034
ごみ総排出量	t/年	19,490	19,805	19,609	19,434	19,217
資源化総量	t/年	1,928	1,985	2,075	1,933	2,441
集団・拠点回収量	t/年	959.5	853.2	636.2	625.0	742.9
人 口	t/年	58,993	59,444	59,694	59,565	59,346
1人1日当たり処理量	g/人・日	771	780	776	776	740

※ 各数値の小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計値の間で±1(t)の誤差が生じている場合がある

4. ごみ処理経費

(1) ごみ処理事業経費

古賀市が負担したごみ処理事業経費は、図 14、表 13 に示すとおりです。

令和元年度以降は、処理経費及び維持管理費が増加傾向であり、令和3年度は1人当りに換算して15,281円の負担となっています。

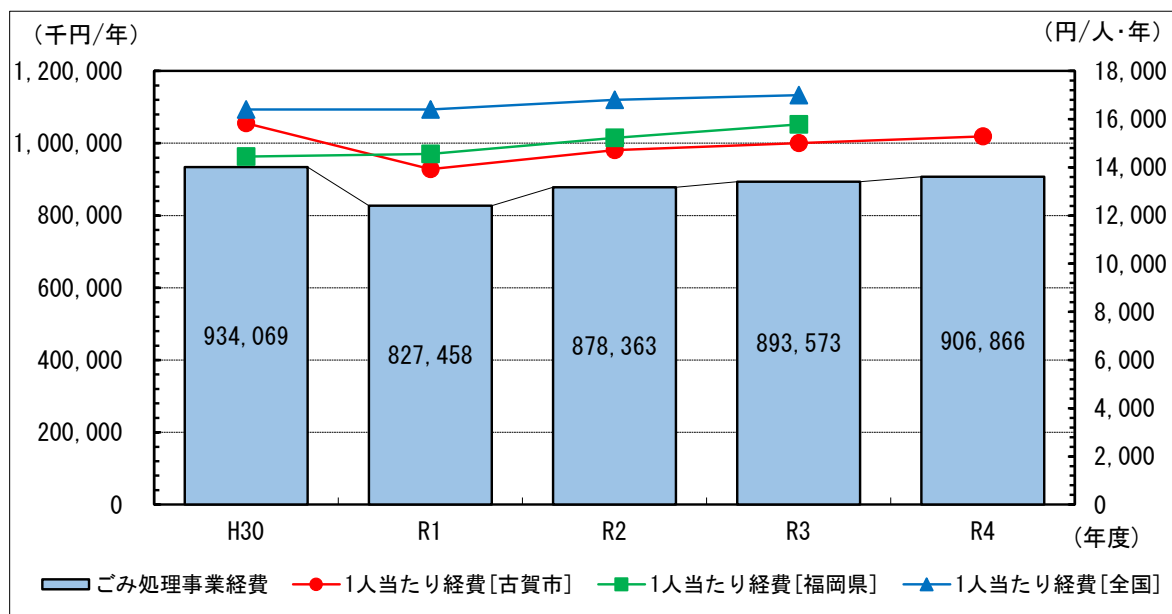


図 14 ごみ処理経費の推移（1人当たり換算）

表 13 ごみ処理経費の推移（1人当たり換算）

年 度		H30	R1	R2	R3	R4	
ごみ処理事業経費		千円/年	934,069	827,458	878,363	893,573	906,866
(内訳)	建設改良費	千円/年	632	0	0	0	0
	処理及び維持管理費	千円/年	904,010	797,925	844,741	869,188	876,143
	その他	千円/年	29,427.0	29,533.0	33,622.0	24,385.0	30,723.0
人 口		人	58,993	59,444	59,694	59,565	59,346
1人当たり経費[古賀市]		円/人・年	15,834	13,920	14,714	15,002	15,281
1人当たり経費[福岡県]		円/人・年	14,441	14,553	15,229	15,783	
1人当たり経費[全国]		円/人・年	16,400	16,400	16,800	17,000	

※ 上記ごみ処理事業経費は、当該年度に古賀市が負担した経費を示している

※ 起償償還分は除く

※ 令和4年度の福岡県及び全国の1人当たり経費は、令和5年10月10日現在未発表

第4節 実施施策の評価と今後の取り組みへの課題

1. 前計画の目標について

第2次計画で設定した目標は、「家庭系ごみ（1人1日当たり）のごみ処理量」、「事業系ごみ処理量（1人1日当たり換算）」、「資源化率」の3項目です。

各目標の令和4年度現在での進捗状況を表14に、実績値の推移を図15、図16に示します。

これによると、「家庭系ごみ（1人1日当たり）のごみ処理量」は横ばい傾向にあり、令和4年度は409gと、計画目標値（令和5年度）405gには達していません。「事業所のごみ処理量（1人1日当たり換算）」は緩やかな減少傾向にあり、令和4年度は331gと、計画目標値（令和5年度）346gに達していません。「資源化率」は減少傾向にありましたが、令和4年度には上昇し16.6%となりました。しかし、計画基準値（平成26年度）17.3%よりも下まわっており、計画目標値（令和5年度）17.5%に達していません。

表14 第2次計画目標の進捗状況

項目	計画基準 (平成26年度実績値)	実績値 (令和4年度)	計画目標 (令和5年度)
総人口 (平成31年計画改定時の想定値)	58,322人 (58,322人)	59,346人 (60,978人)	— (61,105人)
家庭系ごみ（1人1日当たり） のごみ処理量	410g	409g	405g
事業所のごみ処理量 (1人1日当たり換算)	350g	331g	346g
資源化率	17.3%	16.6%	17.5%

(g/1人・日)

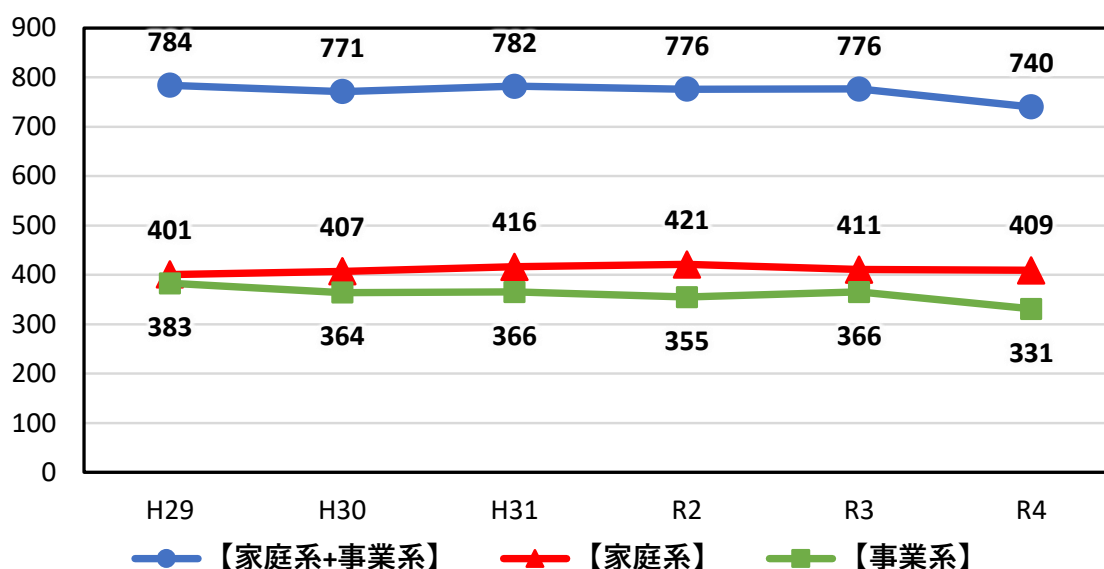


図15 1人1日当たりのごみ処理量の推移

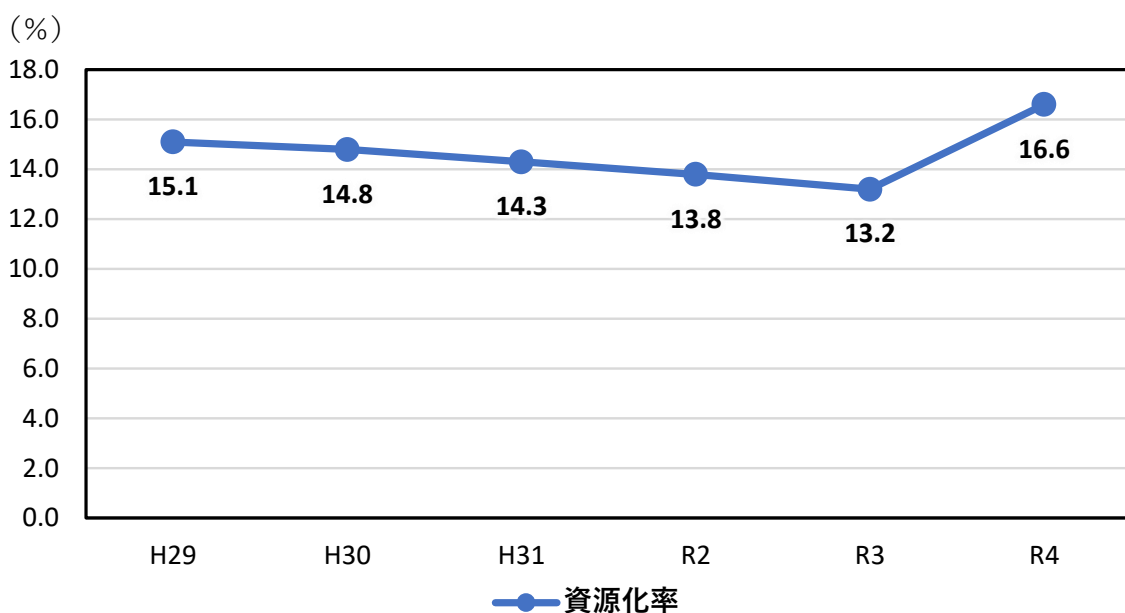


図 16 資源化率の推移

表 15 ごみ処理量と資源化率の実績値（参考）

	H29	H30	H31	R2	R3	R4
ごみ総排出量 (t) 《A》	19,764	19,489	19,805	19,608	19,433	19,243
リサイクル総量 (t) 《B》	2,979	2,888	2,838	2,711	2,558	2,688
ごみ処理量 (t) 《A-B》	16,785	16,601	16,966	16,897	16,875	16,555
人口 (人)	58,673	58,993	59,444	59,694	59,565	59,346
1人1日当たりのごみ処理量 (g) (家庭系+事業所系) 《ごみ処理量÷人口÷365日》	784	771	782	776	776	740
家庭系ごみ(1人1日当たり) のごみ処理量 (g)	401	407	416	421	411	409
事業所のごみ処理量 (1人1日当たり換算) (g)	383	364	366	355	366	331
資源化率 (%) 《B÷A×100》	15.1	14.8	14.3	13.8	13.2	16.6

2. 施策の実績

(1) 第2次計画期間の主な取組み

第2次計画期間で実施した主なごみ処理の主な取組みを表16、表17に示します。

循環型社会の形成に関わるものとして、古紙、小型家電、パソコンなどの回収、フードドライブの実施のほか、補助金・奨励金の見直し、ごみの出しかたパンフレットの作成等を行いました。

表16 第2次計画期間に実施したごみ処理の主な取組み

実施時期	資源回収・ごみ量削減の取組み	補助金・奨励金	啓発
平成26年			・家庭ごみの出しかたパンフレット
平成27年		・剪定枝チップ機購入費補助開始	
平成28年			
平成29年	・古紙回収倉庫 リーパスプラザ設置 ・小型家電回収 開始 回収ボックスの設置 ・リネットジャパンとの協定 パソコン無料回収開始 ・古布の回収 廃止	・剪定枝等集団回収奨励金廃止 ・剪定枝チップ機購入費補助終了	・家庭ごみの出しかたパンフレット
平成30年			
平成31年 令和元年	・小型充電式電池(リチウムイオン電池等)回収 開始 ・インクカートリッジ 回収 開始		・家庭ごみの出しかたパンフレット(英語版)
令和2年	・ダンボールコンポスト講座(親子向け)開始		・家庭ごみの出しかたパンフレット ・事業系ごみパンフレット
令和3年			
令和4年	・フードドライブ開始	・生ごみ処理機器購入費補助金 終了 ・古紙類集団回収奨励金 終了	

表17 第2次計画期間における一般廃棄物処理手数料(可燃ごみ袋料金)改正履歴

施行・改正時期	家庭用ごみ袋(10枚)			事業用ごみ袋(10枚)		粗大ごみ処理シール	根拠法、その他
	大 45 [㍓]	小 30 [㍓]	ミニ 20 [㍓]	大 70 [㍓]	小 45 [㍓]		
第2次計画策定時 H26年3月時点	600円	350円	200円	1,000円	700円	500円	
H27年 7月1日	617円	359円	205円	1,028円	719円	514円	令和元年10月の消費税増税に伴う手数料の改正
R元年 10月1日	629円	366円	209円	1,047円	732円	523円	平成26年4月の消費税増税に伴う手数料の改正

(2)「家庭系ごみ対策」の実績と課題の整理

「家庭系ごみ対策」については、下記枠内に示す4つの方向性に従って取り組みを進めてきました。それぞれの施策の実績を示します。

- 1) 「3Rの見える化」など市民に分かりやすい情報提供
- 2) 生ごみを削減するための水切りやマイバック等の啓発促進
- 3) 資源化率を上げるための分別品目の検討
- 4) 廃棄物減量等推進委員制度の検討

1) 「3Rの見える化」など市民に分かりやすい情報提供

①「家庭系ごみの出し方」パンフレット

家庭ごみの出しかたパンフレットを平成26年、平成29年、令和2年に作成し、全戸配布しています。また、英語版パンフレットを平成31年に作成し、外国籍の市民へも啓発を行っています。

②「3Rの見える化ツール」による環境負荷減削減効果の活用

「3Rの見える化ツール」は作成していませんが、HPや広報誌などを通じて、環境負荷削減効果や4R推進の取り組みを促しています。

③分別回収による資源化効果の情報提供

【古紙】

古紙については、古紙回収倉庫を平成29年にリーパスプラザ古賀へ設置し、市内4か所目の古紙回収倉庫となりました。(平成19年にJA粕屋北部プラザ、平成21年に千鳥ヶ池公園第2駐車場、コスモス館駐車場に古紙回収倉庫を設置しています)

なお、令和4年に古紙類集団回収奨励金制度を廃止しました。

【剪定枝】

剪定枝については、平成23年から行っていた古賀市剪定枝等集団回収奨励金を平成29年に廃止しました。また、平成27年から平成29年まで古賀市剪定枝チップ器購入費補助金を実施していました。令和2年11月より、剪定枝を福津市内の事業所に持ち込みできるようになりました。

【廃食油】

平成22年から廃食油の回収を実施しています。また、令和5年度から回収場所の一部に廃食油回収ボックスを設置し、廃食油の回収効率化に取り組んでいます。

④他自治体の事例などの調査研究

他自治体の事例をふまえ、4Rの推進についてHPに掲載しています。また、4Rの推進について家庭ごみの出しかたパンフレットに掲載しています。

⑤3Rの取り組みの情報提供

4Rの具体的な取り組みについてHPや家庭ごみの出しかたパンフレットに例示することにより、対象者のライフスタイルに合わせて、無理なく4Rの取り組みができる情報提供を行っています。

2) 生ごみを削減するための水切りやマイバック等の啓発促進

① イベント等を利用した啓発

イベントや広報誌で市民啓発を行っています。

② 生ごみ処理機器の補助金等に関する実態調査

平成 31 年度に実態調査を実施しました。また、令和 2 年度からダンボールコンポスト講座を実施しています。

3) 資源化率を上げるための分別品目の検討

① 「リサイクルの見える化」による分別収集への取り組みの推進

年度ごとの資源化量や集団回収量及び回収の効果について HP に掲載しています。

② 新規分別収集品目の検討

令和 4 年度に福岡県のモデル事業としてプラスチック製品の資源化について検証を行いました。

4) 廃棄物減量等推進委員制度の検討

3Rに関する普及啓発や市民と事業者等の連携による取り組み等を推進するため、廃棄物減量等推進員制度の導入に向けた検討を行うこととしていましたが、現時点で未導入です。

【課題の整理】

「家庭系ごみ(1人1日当たり)のごみ処理量」は横ばい傾向にあり、令和4年度は409gと、計画目標値(令和5年度)405gには達していません。

これまで、3Rに関する市民への啓発や生ごみの減量、分別収集の実施等の資源化などの施策は、おおむね実施してきており、市民のごみの減量・資源化の意識は高いものとなっています。しかし、今後の人口変化と現状の施策の継続では、家庭系の1人1日当たりごみ処理量は、横ばいの傾向になると予想されます。

今後はごみの減量・資源化施策として、これまでの3Rに Refuse(ごみとなるものの受け取りを断る)を含めた **4Rの取り組みについて情報発信の多言語化や、ライフスタイルに合わせた啓発、資源化する品目を増やすなどの資源化率を上げる施策を充実していくこと**で、ごみの排出量を減らしていくことが必要です。

(3) 「事業系ごみ対策」の実績と課題の整理

「事業系ごみ対策」については、下記枠内に示す6つの方向性に従って取り組みを進めてきました。それぞれの施策の実績を示します。

- 1) 適正な排出・処理の指導
- 2) 実態把握調査の実施
- 3) ごみ減量と資源化に関する啓発や情報提供
- 4) 資源化率向上のための取り組み
- 5) 事業者との連携促進
- 6) 優良事業者への表彰制度の活用

1) 適正な排出・処理の指導

事業系ごみの適正な排出を促すため、多量排出事業所には毎年減量に関する計画書を提出いただき、指導を行っています。

2) 実態把握調査の実施

事業系ごみの業種ごとの排出実態の調査は実施していませんが、R4年度に事業者アンケートを実施しました。

3) ごみ減量と資源化に関する啓発や情報提供

①事業者訪問によるごみ減量化・資源化の啓発・指導

毎年、市内事業所を訪問し、調査指導を行っています。

②事業者用パンフレットの作成

令和2年に事業系ごみパンフレットを改定しました。

③「3Rの見える化ツール」による環境負荷減削減効果の活用

「3Rの見える化ツール」は作成していませんが、環境負荷削減効果が分かるようHPに掲載しています。また、4Rの取り組みについてもHPや事業系ごみパンフレットに掲載しています。

④他自治体の事例などの調査研究

他自治体の事例をふまえ、HPに掲載しています。

⑤環境負荷の少ない事業活動への変革のための情報提供

他自治体の事例をふまえ、HPに掲載しています。

4) 資源化率向上のための取り組み

①新たな資源化ルートの構築

市内事業所を訪問し、積極的な資源化を依頼してありますが、新たな資源化ルートの構築には至っていません。

②自主的な資源化の取り組みについての支援

令和2年に事業系ごみパンフレットを改定しています。

5) 事業者との連携促進

不定期ですが、必要に応じて減量や資源化の取り組みを率先して行っている事業者相互の情報交換が行える場を設けています。

6) 優良事業者への表彰制度の活用

古賀市ごみ減量化推進優良事業所の認定を実施しています。

【課題の整理】

「事業所のごみ処理量(1人1日当たり換算)」は緩やかな減少傾向にあり、令和4年度は331gと、計画目標値(令和5年度)346gに達しています。

これまでに、多量排出事業者への事業系ごみの適正処理の指導や、市内事業者への訪問調査・啓発、優良事業者への表彰制度等の施策を実施し、事業系ごみの減量化と資源化に努めてきました。

効果を引き続き継続させるため、今後も適正な排出・処理の指導、実態を把握する調査やごみの減量・資源化に向けた啓発や情報提供を推進する必要があります。

(4)「市民・事業者・行政のパートナーシップづくり」の実績と課題の整理

「市民・事業者・行政のパートナーシップづくり」については、下記枠内に示す2つの方向性に従って取り組みを進めてきました。それぞれの施策の実績を示します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 環境活動に関わる個人・団体の連携強化2) 環境活動に関する情報の提供及び活動の推進 |
|---|

1) 環境活動に関わる個人・団体の連携強化

①「ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）」による環境教育の推進

ぐりんぐりんフェスタのパネル展やKOGA 環境ひろばにおいて、資源循環に関する啓発展示を実施しました。また、市内8小学校において、4年生を対象とするダンボールコンポスト体験講座を実施し、資源循環に関する環境教育を推進しました。

②「ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）」を中心としたその他主体とのネットワークの強化

市及びぐりんぐりん古賀において、資源循環に関わる主体とのネットワークづくりには取組めていません。

2) 環境活動に関する情報の提供及び活動の推進

①「つながりひろば（市民活動支援センター）」の活用による情報発信の強化

つながり広場を活用して、市内の中・高生を対象に、ぐりんぐりん古賀との共働事業である「環境ボランティア体験」への参加を呼びかけ、実際に多数の中・高生の参加に繋がりました。

②地域清掃活動への支援・活動の推進

アダプトプログラムによる市内の事業者を中心とした団体の積極的な美化活動、「ラブアース・クリーンアップ」による海岸の一斉清掃、地域コミュニティやボランティア団体による清掃活動等、各種の清掃活動に対して支援を行っています。

【課題の整理】

これまでは、「ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）」や「つながりひろば（市民活動支援センター）」の活動を活用し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責務のもとに、ごみの減量・資源化を推進する環境づくりにつとめてきましたが、相互の連携が進みませんでした。この他、ごみ処理をめぐる社会の状況の変化中で、食品ロスに対する市民の問題意識が高まっており、令和4年度にはフードドライブなどの新たな施策に取り組んでいます。

今後は、ごみの減量・資源化への取り組みをさらに進めるため、**市民・団体・事業者の連携を強化とフードロス対策を推進することが求められます。**

(5) 「環境教育・普及啓発の充実」に関する実績と課題の整理

「環境教育・普及啓発の充実」については、下記枠内に示す3つの方向性に従って取り組みを進めてきました。それぞれの施策の実績を示します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) ごみに関する環境教育のあり方の再検討2) 年齢層に応じた環境教育・学習の充実3) 環境教育の人材活用、活動の推進 |
|---|

1) ごみに関する環境教育のあり方の再検討

施設見学の実施に加え、特に小中学生に対する環境教育について、他自治体の先進的な取り組みについて研究を行っています。

2) 年齢層に応じた環境教育・学習の充実

①小学校を対象とした資源循環に関する「環境教育プログラム」の活用

市の環境カウンセラー制度である「古賀市環境人材バンク」には、資源循環に関する環境アドバイザーが3件（個人1件・団体2件）及び、環境プログラムが4件登録されていますが、いずれも派遣実績はありません。

②中学校を対象とした資源循環に関する環境教育の推進

市の環境カウンセラー制度である「古賀市環境人材バンク」には、資源循環に関する環境アドバイザーが3件（個人1件・団体2件）及び、環境プログラムが4件登録されていますが、いずれも派遣実績はありません。

3) 環境教育の人材活用、活動の推進

①古賀市版「環境カウンセラー」登録制度の活用

市の環境カウンセラー制度である「古賀市環境人材バンク」には、資源循環に関する環境アドバイザーが3件（個人1件・団体2件）及び、環境プログラムが4件登録されていますが、いずれも派遣実績はありません。

②資源循環に関する意見交換のための交流の場づくり

減量や資源化の取り組みを率先して行っている団体の相互の情報交換が行える場づくりを検討しましたが、実施には至っていません。

【課題の整理】

これまでは、年齢層に応じた環境教育のあり方の再検討や、環境教育の人材活用制度の充実などを図ってきましたが、新たな環境教育プログラムの派遣実績には至っていません。

今後も、ごみに関する環境教育の在り方を検討し「環境教育プログラム」の周知と「古賀市環境人材バンク」を活用した環境教育の推進、ぐりんぐりん古賀(古賀市環境市民会議)や小中学校との連携強化を図っていくことが必要です。

(6) 「ごみ処理に関する体制整備の推進」の実績と課題の整理

「ごみ処理に関する体制整備の推進」については、下記枠内に示す5つの方向性に従って取り組みを進めてきました。それぞれの施策の実績を示します。

- 1) 実態の把握
- 2) ごみ処理に関する体制の効率化、経費の抑制
- 3) ごみに関する情報の公開
- 4) 高齢者や障害者などに配慮した収集運搬体制の検討
- 5) 災害時の対策についての施策検討

1) 実態の把握

収集運搬、資源化、処理状況、経費等の情報を把握し、第三次ごみ処理基本計画の各種施策に反映させます。

2) ごみ処理に関する体制の効率化、経費の抑制

①ごみ処理手数料などの経済的手法の活用

ごみ処理に係る市民や事業者の負担の公平性の確保を図りながら、一層のごみの減量と資源化を促進するため、ごみ処理量やごみ処理手数料等の数値を比較することにより、ごみ袋料金の適正価格について分析しています。

②費用対効果をにらんだ収集運搬体制の見直し

毎月一回、一般廃棄物収集運搬業者と打ち合わせを行い、収集方法等についても協議しています。

3) ごみに対する情報の公開

ごみに関する情報を市民や事業者に分かりやすく伝えることを念頭に、古賀市HPで掲載しています。

4) 高齢者や障害者などに配慮した収集運搬体制の検討

令和5年度から「古賀市ふれあい収集事業」を開始し、高齢者や障害者等の戸建て居宅から、可燃ごみの持ち出し支援を行っています。

5) 災害時の対策についての施策検討

災害時に多量に発生する廃棄物の処理について、広域的な処理体制の確保と、地域内及び周辺地域との連携を図るために平成30年度に古賀市災害廃棄物処理計画を策定しました。

【課題の整理】

これまで、収集運搬、資源化、処理状況、処理後の行方、経費等の関連情報を把握しながら、実態調査を行うとともに、可能な限りごみ処理経費の削減につとめ、収集体制の効率化を進めてきました。また、ごみに関する情報はできる限り公開し、広報・ホームページにより周知しました。さらに、古賀市ふれあい収集事業の活用により可燃ごみの持ち出し支援による市民サービスを向上や古賀市災害廃棄物処理基本計画の策定などの施策にも取り組んできました。

今後も、引き続き実態の把握につとめ、ごみ処理にかかる体制の効率化、経費の抑制、ごみに関する情報の公開等につとめていく必要があります。

(7) 「循環型社会の形成についての調査研究」の実績と課題の整理

「循環型社会についての調査研究」については、下記枠内に示す方向性に従って取り組みを進めてきました。それぞれの施策の実績を示します。

1) 循環型社会の形成に関する研究の継続

1) 循環型社会の形成に関する研究の継続

H25 年度に古賀市循環型社会研究会から答申を受けた内容をふまえ、循環型社会の形成に向け取り組みを進めています。

【課題の整理】

古賀市循環型社会研究会における研究と答申をふまえ、循環型社会の形成に向け取り組んできましたが、古賀市循環型社会研究会は現在活動していないため、今後は、プラスチック製品の資源化導入の可能性の検討など、必要に応じて個別に研究を進めていく必要があります。

第5節 ごみ処理に関する課題と今後の取り組みの方向性

家庭系ごみ排出量は横ばい傾向にあり、計画目標値には達していません。4Rの推進など、ごみの減量・資源化施策を更に推進していく必要があります。

事業系ごみ排出量は、緩やかな減少傾向にあり、計画目標値を達成しています。効果を引き続き継続させるため、今後も事業者への適正な指導と事業系ごみの実態把握などを推進する必要があります。

この他、市民・団体・事業者の連携強化や環境教育における環境教育の再検討、ごみ処理にかかる体制の効率化やごみに関する情報の公開等に努めていく必要があります。

これらの課題の解決に向け、ごみの減量化と資源化の推進と同時に、循環型社会の形成を目指し、総合的に取り組んでいくことが必要です。

ここで、前計画の課題の整理を受けた今後の取り組みの方向性を示します。

1.生活系ごみ対策

- ① 4Rの推進に向け市民に分かりやすい情報の提供
- ② 生ごみを減量するための水切りやマイバッグ等の啓発促進
- ③ 資源化率を上げるための分別回収の推進

2.事業系ごみ対策

- ① 適正な排出・処理の指導
- ② 実態把握調査の実施
- ③ ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供
- ④ 資源化率向上のための取組み
- ⑤ 優良事業者への表彰制度の活用

3.市民・事業者・行政のパートナーシップづくり

- ① 環境活動に関わる個人・団体の連携
- ② 環境活動に関する情報提供及び活動の推進

4.環境教育・普及啓発の充実

- ① ごみに関する環境教育のあり方の再検討
- ② 年齢層に応じた環境教育・学習の充実
- ③ 環境教育の人材活用、活動の推進

5.ごみ処理に関する体制整備の推進

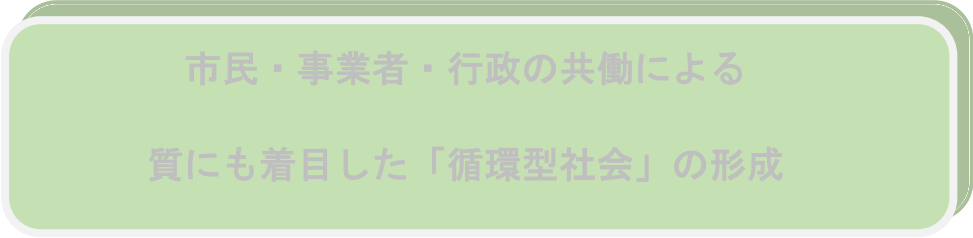
- ① 実態の把握
- ② ごみ処理に関する体制の効率化、経費の抑制
- ③ ごみに関する情報の公開
- ④ 高齢者や障害者などに配慮した収集・運搬体制の検討
- ⑤ 処理施設の適正かつ効率的な運営

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本方針

1. ごみ処理の基本的な考え方

(1) 基本理念



【国の取り組みの基本的な方向】

今後、世界全体で化石系燃料や有用金属の資源制約が強まることが予想されることに加え、安全・安心が確保された資源循環の流れを構築することがより重要となっていることを踏まえ、これまでの取り組みで進展した循環の量に着目した取り組みに加え、有用金属のリサイクルや循環資源・バイオマス資源のエネルギー利用など循環資源の高度利用・資源確保や安全・安心の確保等の循環の質にも着目し取り組みを進めていく。

第3

検討中

国の動向等を踏まえながら、古賀市のごみ処理に関する基本理念を掲載する。

【キーワード】
循環型社会、持続可能な、市民・事業者・行政の共働 など

- ① 優先的に位の高い2Rのリデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）に取り組むこと、次にリサイクル（再生利用）に取り組むことで、市民、事業者が参加しやすい循環型社会の形成を目指します。
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進
- ③ アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥ 炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

(2) 循環型社会の形成

循環型社会とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合においては適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源は適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会です。

<循環型社会の基本原則>

0. 再生可能な資源を使った製品に変更することを検討する
1. 廃棄物等の発生を抑制する
2. 排出された廃棄物等は、できるだけ資源として循環的な利用を行う
3. どうしても循環的な利用が行われないものは、適正に処分する

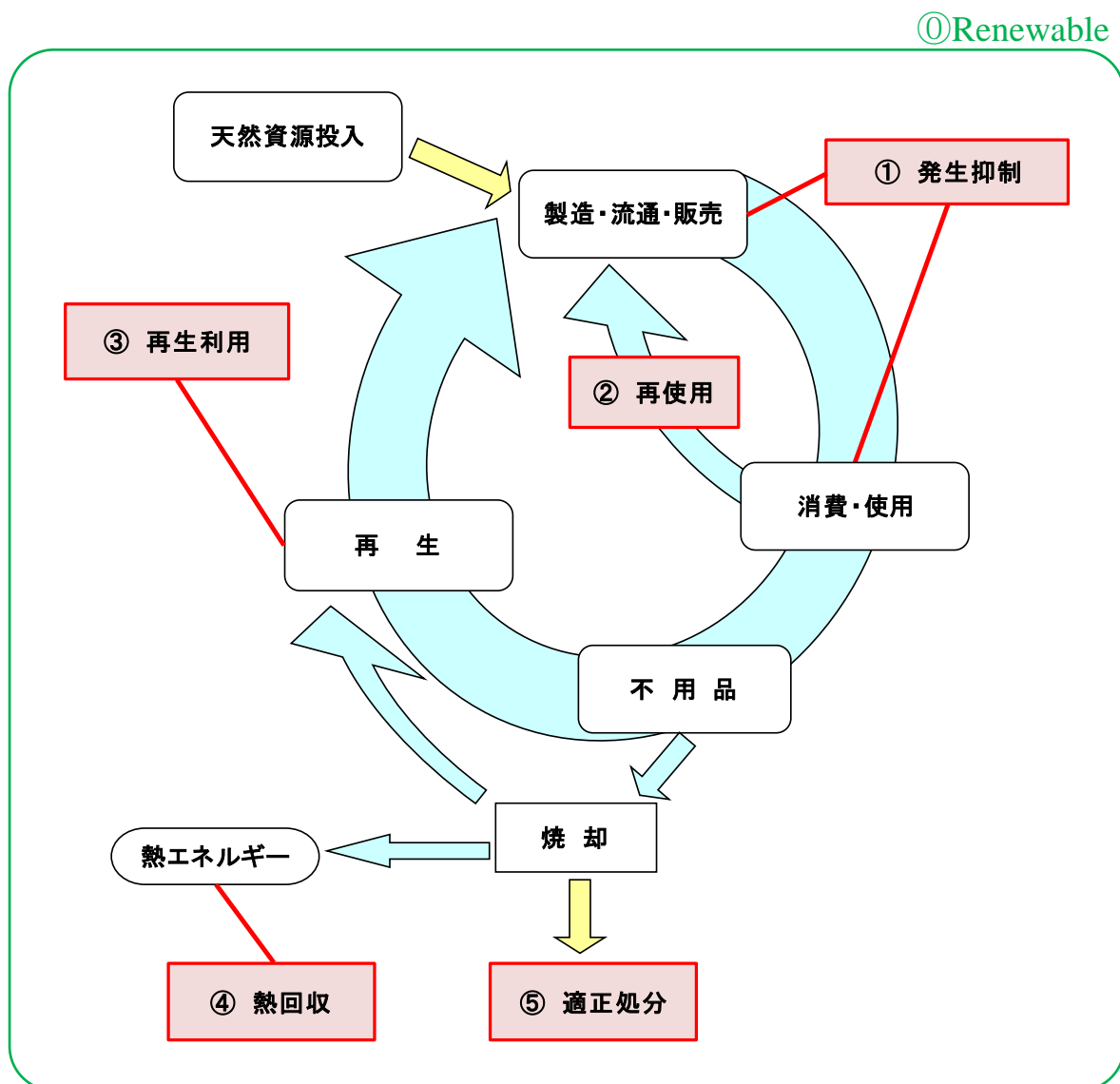


図 17 循環型社会のイメージ

(3) ごみ処理の基本原則

本計画では、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を図るため、「循環型社会形成推進基本法」を踏まえるとともに、古賀市の考え方を加え、ごみ処理の基本原則を次のように定めます。

優先順位 0 Renewable

環境への負荷が大きい素材を使った製品を避けて循環型の素材の製品を選択します。

4 R

優先順位 1 発生抑制

受け取りを断る（リフューズ）

削減（リデュース）

＜発生するごみをできるだけ減らす＞

循環型社会を形成するためにごみとなるものは作らない、求めないという事業活動やライフスタイルを定着させ、ごみの発生抑制を図ります。

優先順位 2 再使用（リユース）

＜できるだけ繰り返し使う＞

発生抑制を図ったうえで、最後まで使いきり、それでも不用になったものは、必要の人に渡すか、他の使えるものに変えるなどでごみの排出量を削減します。

優先順位 3 再生利用（マテリアルリサイクル）

＜資源としてリサイクルする＞

発生抑制・再使用を行った後、どうしても使えず排出されるごみのうち、リサイクル可能なものについては資源としてリサイクルします。また、リサイクルされた再生資源、再生品の利用を促進します。

優先順位 4 熱回収（サーマルリサイクル）

＜焼却しその熱を利用する＞

発生抑制・再使用・再生利用を図った後に排出されるごみのうち、焼却可能なものについては焼却しその熱を利用します。

優先順位 5 適正処分

＜どうしても使えないものは、適正に処分する＞

最終的に処分しなければならないものは、環境への負荷ができる限り低減される適正な処分を行います。

(4) 基本方針

基本理念の市民・事業者・行政の共働による「循環型社会」の形成を推進するに当たり、5つの基本的な方針に沿った施策を重点的に展開します。

1. 生活系ごみ対策

循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制、再使用、再利用に至るまでの総合的な施策を展開します。

2. 事業系ごみ対策

事業系一般廃棄物については、実態を把握し、事業者との連携を図りながら、ごみ減量・再資源化を推進します。

3. 市民・事業者・行政のパートナーシップづくり

環境に関する活動について、個人・団体との連携を強化するとともに、情報提供や活動の推進を図ります。

4. 環境教育・普及啓発の充実

年齢層に応じた環境教育・学習の充実を図るとともに、環境教育の人材活用、活動の推進を図ります。

5. ごみ処理に関する体制整備の推進

ごみやリサイクルに関する情報の公開を行いながら、より一層のごみ処理事業の効率化につとめ、ごみ処理事業における市民サービスの向上を図ります。

(5) 市民・事業者・行政の役割

循環型社会の形成のためには、国、行政、市民、NPO・NGO、事業者等の多様な主体が、それぞれの役割を果たしていく必要がありますが、各主体の知識や知恵を最大限に活用し、持続的な取組とするためには、各主体が個々に行動するだけでなく、連携・共働して問題の解決に向けて取り組む必要があります。

① 市民の役割

市民は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていくことが求められています。また、市民の消費者としての側面を意識し、個々の消費の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会（消費者市民社会）の形成を目指すことが求められています。

② 事業者の役割

生産者等については、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たし、とりわけ、法令遵守を徹底し、排出事業者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理の発生を防止することなどが求められます。また、拡大生産者責任を踏まえて、製品が廃棄物等となった後の適正な循環利用・処分に係る取組への貢献や、情報公開など透明性を高める努力を行うことなどが求められます。廃棄物処理業者については、生活環境の保全と衛生環境の向上を確保した上で、廃棄物を貴重な資源として捉え、そこから有用資源を積極的に回収し循環利用していくことなどが求められます。金融機関や投資家には、循環型社会づくりに取り組む企業・NPOや、循環型社会づくりにつながるプロジェクト等に対して的確に資金供給することなどが期待されます。これらの個別事業者に加え、事業者団体の取組も重要で、これまでの取組で進展した最終処分量の削減に加えて、自主的に資源生産性など業種に応じた目標を設定すること等により事業者全体の取組をより深化させていくことが期待されます。

③ 行政の役割

行政は、地域循環圏の形成など地域における循環型社会を形成していく上で、中核的な役割を担っており、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすこと、さらに地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められています。

(平成 30 年 6 月 第四次循環型社会形成推進基本計画より一部抜粋)

基本理念

市民・事業者・行政の共働による質にも着目した「循環型社会」の形成



検討中

ごみ処理の基本原則

【循環型社会形成推進基本法によるごみ処理の優先順位】

発生抑制 ⇒ 再利用 ⇒ 再生利用 ⇒ 熱回収 ⇒ 適正処分



基本方針

1. 生活系ごみ対策
2. 事業系ごみ対策
3. 市民・事業者・行政のパートナーシップづくり
4. 環境教育・普及啓発の充実
5. ごみ処理に関する体制整備の推進

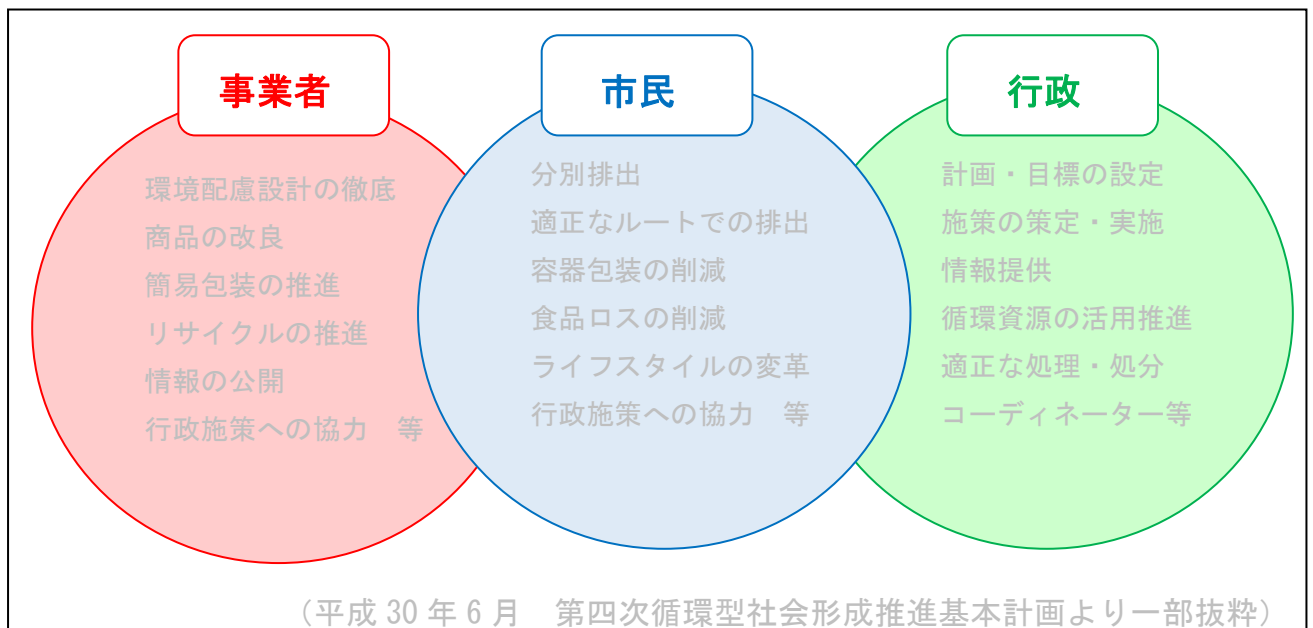


図 18 循環型社会体系図

第2節 計画の目標

1. ごみ排出量の将来推計

(1) 人口推計

「第5次古賀市総合計画・基本構想（2022年～2031年）」では、「第2期古賀市人口ビジョン」における推計値をもとに、将来の人口フレームの目標を6万人と想定しています。

本計画では、これらの将来人口との整合を図るため、「第2期古賀市人口ビジョン」の推計値（第1期社人研推計準拠+第2期子ども女性比率による推計）をもとに算定した推計人口を採用します。

表 18 推計人口

(単位：人)

年 度	実績及び推計人口	第2期古賀市人口ビジョン推計値	古賀市第5次総合計画目標値		
実績	H25	58,757			
	H26	58,324			
	H27	58,292	57,959		
	H28	58,433			
	H29	58,673			
	H30	58,993			
	値	R1	59,444		
		R2	59,694	59,531	
		R3	59,565		
		R4	59,346		
推計	R5	59,426		60,000	
	R6	59,506			
	R7	59,585	59,585		
	R8	59,508			
	R9	59,431			
	R10	59,354			
	計	R11	59,277		
		R12	59,202		59,202
		R13	59,055		
		R14	58,908		
値	R15	58,761			
	R16				
	R17		58,467		

(注) 実績人口：各年9月末人口

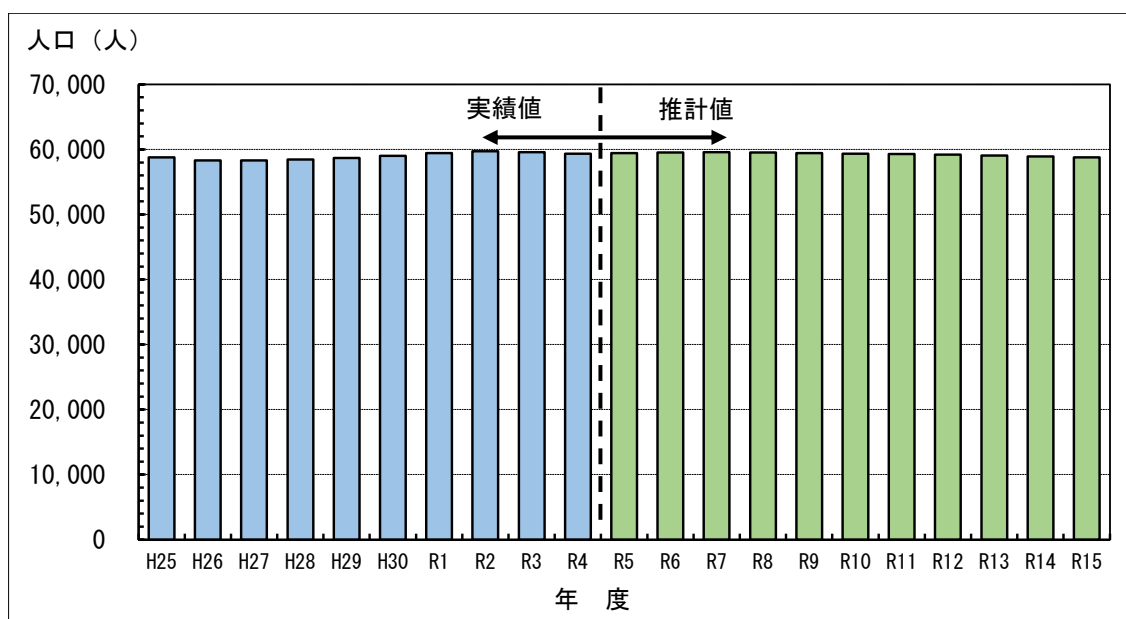


図 19 推計人口

(2) ごみ総排出量・リサイクル総量の推計（現状維持の場合）

ごみの排出の抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合のごみ総排出量をリサイクル総量の推計値は表 19 のとおりです。

ごみ総排出量は令和 7 年度をピークにその後は緩やかな減少傾向となっています。

令和 7 年度のごみ総排出量 19,354t、リサイクル総量 3,207t を最大とし、目標年度の令和 15 年度にはごみ総排出量が 19,323 t、リサイクル総量 3,176 t と推計されます。

表 19 ごみ総排出量・リサイクル総量理量 推計表

	R4 実績	R5 推計	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計
ごみ総排出量 (t)	19,217	19,322	19,338	19,354	19,339	19,323
リサイクル総量 (t)	3,184	3,201	3,206	3,207	3,206	3,201
人口 (人)	59,346	59,426	59,506	59,585	59,508	59,431
	R10 推計	R11 推計	R12 推計	R13 推計	R14 推計	R15 推計
ごみ総排出量 (t)	19,308	19,292	19,277	19,248	19,218	19,189
リサイクル総量 (t)	3,197	3,195	3,192	3,189	3,182	3,176
人口 (人)	59,354	59,277	59,202	59,055	58,908	58,761

※ごみ総排出量算定方法：生活系ごみ排出量原単位(550.2g/人・日)×人口×365日
 +事業系ごみ排出量原単位(20.24t/日)×365日

生活系ごみ排出量原単位：過去 2 年間（令和 3 年度、令和 4 年度）における、1 人 1 日当たり生活系ごみ排出量の平均値(550.2g/人・日)がそのまま推移するものとします。

事業系ごみ排出量原単位：過去 2 年間（令和 3 年度、令和 4 年度）における、1 日当たり事業系ごみ排出量(20.24t/日)がそのまま推移するものとします。

リサイクル総量算定方法：ごみ総排出量から、最新の実績である令和 4 年度の資源ごみの品目別処理量の構成割合を用いて算出しています。

2. ごみ減量と資源化の目標

(1) ごみ減量と資源化の目標設定

第3章第4節の実施策の評価と今後の取り組みへの課題から、生活系及び事業系ごみの目標に対する課題の整理を踏まえ、ごみ減量と資源化の目標を以下に示します。

(ごみ減量と資源化の目標)

ごみの排出量増加を抑制しながら、ごみ減量と資源化の向上を推進します。

- ① 1人1日当たり生活系ごみの排出量の削減
- ② 1日当たり事業所ごみの排出量の削減
- ③ リサイクル率の向上

本計画では、ごみ排出量削減の効果を直接把握することを目的として「1人1日当たり生活系ごみの排出量」と「1日当たり事業所ごみの排出量」を指標とします。

更に、資源化の効果を把握することを目的として「リサイクル率」を指標とします。

(算定方法)

- ① 「1人1日当たり生活系ごみの排出量」
＝ (生活系ごみの収集量＋集団回収量) ÷ 年間日数 (365日) ÷ 人口
- ② 「1日当たり事業系ごみの排出量」
＝ (事業系ごみの収集量＋自己搬入ごみ (事業系ごみ)) ÷ 年間日数 (365日)
- ③ 「リサイクル率」
＝ リサイクル総量 ÷ ごみ総排出量 × 100

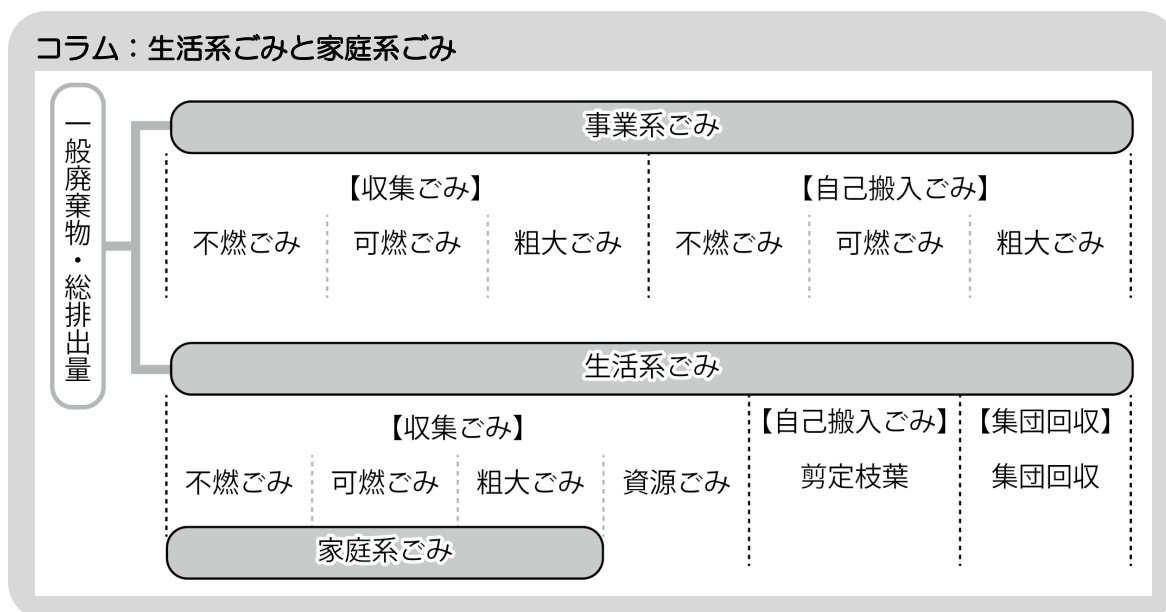
コラム：生活系ごみと家庭系ごみ

一般廃棄物は、事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」と人の日々の生活に伴って発生する「生活系ごみ」に分けられます。

また、「生活系ごみ」に関連して、「生活系ごみ」から資源物（古賀市では「資源ごみ」、「剪定枝葉」、「集団回収」）として回収した量を差し引いた「家庭系ごみ」という枠組みもあります。「生活系ごみ」、「家庭系ごみ」は、日常生活では混同されがちですが、廃棄物に関する用語の定義上、両者は明確に区分され、国が策定する計画等では、それぞれが表す内容の違いにより、ごみ処理事業を進めていくための指標として使い分けられています。

「生活系ごみ」は、減量化の指標として、リフューズ、リデュース、リユースに関する成果を確認するもの、「家庭系ごみ」は分別・資源化行動が反映された数値となることから、リサイクルの成果を確認するものとして使用されます。

コラム：生活系ごみと家庭系ごみ



(2) ごみ減量と資源化における目標数値

本計画におけるごみの減量と資源化に関する数値目標を以下のとおり定めます。

項目	計画基準（実績値） 令和 4 年度	[案] 計画目標（目標値） 令和 15 年度
総人口（人）	59,346	58,761（推計人口）
1人1日当たりの 生活系ごみ排出量（g）	549.7	522.5 （令和 4 年度から 5%削減）
1日当たりの 事業系ごみ排出量（t）	20.03	19.03 （令和 4 年度から 5%削減）
リサイクル率（%）	16.6	20.0

第3節 施策の展開

1.生活系ごみ対策

- (1) 4Rの推進に向け市民に分かりやすい情報の提供
- (2) 生ごみを減量するための水切りやマイバッグ等の啓発促進
- (3) 資源化率を上げるための分別回収の推進

(1) 4Rの推進に向け市民に分かりやすい情報の提供

- 市が作成するパンフレット「家庭系ごみの出し方」を通じて、わかりやすいごみの出し方や分別方法の周知を図ります。
- 市ホームページや広報こが等を通じて、それぞれのライフスタイルに合わせて無理なく4Rの取り組みができる情報の提供を行います。

(2) 生ごみを減量するための水切りやマイバッグ等の啓発促進

- 市のイベント等を通じて、生ごみの水分を極力減らす水切りの効果についての啓発及びマイバッグの配布・その使用を促す啓発を行います。
- 市民向け「ダンボールコンポスト講座」を実施し、ダンボールを利用した生ごみ処理機器の活用を促す啓発を行います。

(3) 資源化率を上げるための分別回収の推進

- 古紙や剪定枝、廃食油や小型家電などの分別回収による資源化を促進します。
- 資源ごみの回収の効果を明確化し、分別収集への取り組みを推進します。
- 最新のリサイクル情報を収集し、新規に分別収集できる品目について検討し、資源化率の向上につなげます。

(4) 食品ロス削減に向けたフードドライブの啓発促進

- 市民・事業者・行政が連携した食品ロス対策を推進します。

コラム 「4R」とは

作成中

2.事業系ごみ対策

- (1) 適正な排出・処理の指導
- (2) 実態把握調査の実施
- (3) ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供
- (4) 資源化率向上のための取り組み
- (5) 優良事業者への表彰制度の活用

(1) 適正な排出・処理の指導

- 事業系ごみの適正な排出を促すため、事業系ごみの排出状況を確認した上で、処理責任を明確にし、適正処理・減量・資源化を指導します。

(2) 実態把握調査の実施

- 事業系ごみについて、業種ごとに現在の排出状況や処理の負担、リサイクルへの関心や取り組み意識等について調査を実施します。

(3) ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供

- 事業者を訪問し、製造・流通・販売等の事業活動の各段階における廃棄物について、減量と資源化を促進するための啓発、指導を行います。
- 事業者に適正処理・減量・資源化の関心を高め、4Rの取り組みを促すパンフレットを作成します。
- 事業者が自主的・自発的に取り組むことができる他自治体の事例などを調査研究し、市ホームページや広報こが等での啓発に反映させます。
- 環境負荷の少ない事業活動への変革を求めるため、業種ごとの産業特性に合わせて無理なく4Rの取り組みができる情報提供を行います。

(4) 資源化率向上のための取り組み

- 事業者に対し資源ごみの分別の徹底を促すとともに、自主的な資源化の取り組みについての支援を検討します。

(5) 優良事業者への表彰制度の活用

- ごみ減量化推進優良事業所認定制度によりごみの減量化に積極的に取り組んでいる事業所の認定と特に優れた事業所を表彰し、ごみ減量意識の向上や具体的な行動を促します。

3.市民・事業者・行政のパートナーシップづくり

- (1) 環境活動に関わる個人・団体の連携
- (2) 環境活動に関する情報の提供及び活動の推進

(1) 環境活動に関わる個人・団体の連携

- 環境のネットワーク組織である「ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）」を中心に学校等と連携することで、資源循環に関する環境教育を推進します。

(2) 環境活動に関する情報の提供及び活動の推進

- 市ホームページや広報こがなどの広報手段だけでなく、ボランティア団体の情報が集まる「つながりひろば（市民活動支援センター）」の広報手段を活用し、更なる情報発信の強化を図ります。
- 「道路環境美化」による市民参加の一斉清掃、アダプトプログラムによる市内の事業者を中心とした団体の積極的な美化活動、「ラブアース・クリーンアップ」による海岸の一斉清掃、地域コミュニティやボランティア団体による清掃活動等、各種の清掃活動に対して継続して支援するとともにその活動を推進します。

4.環境教育・普及啓発の充実

- (1) ごみに関する環境教育のあり方の再検討
- (2) 年齢層に応じた環境教育・学習の充実
- (3) 環境教育の人材活用、活動の推進

(1) ごみに関する環境教育のあり方の再検討

- 循環型社会形成のまちづくり出前講座の新たなプログラムの構築など環境教育体制について関係機関と連携し、検討します。

(2) 年齢層に応じた環境教育・学習の充実

- 「ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）」等と連携しながら、年齢層に応じた資源循環に関する環境教育の推進を図ります。
- 環境人材バンク制度の活用により、地域や学校・事業者が環境に関する学習会に主体的に参加できるよう推進を図ります。
- 市、環境保全活動団体を中心に、中・高生をはじめ一般市民を含む多様な主体で、資源循環に関する意見交換のための交流の場づくりを行います。

5.ごみ処理に関する体制整備の推進

- (1) 実態の把握
- (2) ごみ処理に関する体制の効率化、経費の抑制
- (3) ごみに関する情報の公開
- (4) 高齢者や障害者などに配慮した収集運搬体制の検討
- (5) 災害時の対策についての施策検討
- (6) 処理施設の適正かつ効率的な運営

(1) 実態の把握

- 収集運搬、資源化、処理状況、経費等の情報を把握し、本計画の各種施策に反映させます。

(2) ごみ処理に関する体制の効率化、経費の抑制

- ごみ処理に係る市民や事業者の負担の公平性の確保を図りながら、一層のごみの減量と資源化を促進するため、ごみ処理手数料の適正価格について検討します。
- 収集方法の効率化を目的に、費用対効果を検証しながら収集運搬体制を見直します。

(3) ごみに関する情報の公開

- ごみに関する情報は、市民や事業者がごみ減量や資源化への意識が向上するように分かりやすく公開します。

(4) 高齢者や障がい者などに配慮した収集運搬体制の検討

- 今後の高齢化の進展に伴い、高齢者や障がい者等の居宅からの可燃ごみの持ち出しや資源ごみの分別収集会場への持ち込み等の収集運搬体制について、検討します。

(5) 災害時の対策についての施策検討

- 災害時に多量に発生する廃棄物の処理について、広域的な処理体制の確保を図るとともに、地域内及び周辺地域との連携について検討します。

(6) 処理施設の適正かつ効率的な運営

- ごみ処理の継続した適正処理と環境負荷の低減を図るため、玄界環境組合を通じて処理施設の効率的な運営を検討します。

(7) 循環型社会の形成に関する研究の継続

- 循環型社会を形成するため、製品プラスチックを始めとした資源化が進んでいない廃棄物の処分方法の在り方を今後も継続して研究します。

第4節 計画の進行管理

検討中

1. ごみ処理状況の情報管理と公開

ごみの減量と資源化、適正処理を市民・事業者等と共働で推進していくために、情報を管理し、必要に応じて公開します。

2. 取り組み状況の報告

本計画の施策の推進や関連する事業の実施については、年度ごとに「一般廃棄物処理実施計画」を策定し、上位計画である「第3次古賀市環境基本計画」の進行管理へ報告を行い、取り組みの見直しや新たな取り組みの検討等がなされた場合は、本計画の推進に反映させます。

3. 庁舎内の推進体制

計画の推進にあたり、庁内の体制を整備するとともに関係部署との連携を図り、ごみ減量・資源化の普及啓発を推進します。また、職員の自らの活動において、ごみ減量・資源化につとめるように意識啓発を推進します。

4. 構成市町との連携

環境に配慮したごみ処理を将来にわたり効率的に行うため、構成市町（宗像市、福津市、新宮町）と連携していきます。

【資料編】

用語の解説

更新作業中

法律・計画名

循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律。
循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法第 15 条に定められており、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	本計画では通称の「廃棄物処理法」を用いる。廃棄物の定義や処理や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。
資源の有効な利用の促進に関する法律	本計画では通称の「資源有効利用促進法」を用いる。リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再利用を定めた法律。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	本計画では通称の「容器包装リサイクル法」を用いる。容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律。
特定家庭用機器再商品化法	本計画では通称の「家電リサイクル法」を用いる。家庭で不要になった洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビについて、家電メーカーに回収とリサイクルを消費者にその費用負担を義務付けた法律。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	本計画では通称の「食品リサイクル法」を用いる。生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務つけた法律。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	本計画では通称の「建設リサイクル法」を用いる。建設廃棄物の分別・リサイクルなどを定めた法律。
使用済自動車の再資源化等に関する法律	本計画では通称の「自動車リサイクル法」を用いる。使用済み自動車から出る部品などを回収してリサイクルしたり適性に処分することを自動車メーカーや輸入業者に義務付ける法律。
使用済小型家電機器等の再資源の促進に関する法律	本計画では通称の「小型家電リサイクル法」を用いる。「家電リサイクル法」の対象とならないデジタルカメラやゲーム機等の小型電子機器について、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	本計画では通称の「グリーン購入法」を用いる。国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進することを定めた法律。

用語の定義

更新作業中

家庭系ごみ	家庭から排出される一般廃棄物。市町村等収集、直接搬入、集団回収によるもの。
事業系ごみ	事業所から排出される一般廃棄物。市町村等収集、直接搬入によるもの。
直接搬入ごみ	市町村等の収集を通さず自己もしくは委託によりごみ処理施設に搬入すること。
中間処理	廃棄物を最終処分する前に、焼却や破碎、減量（減容）化したり、再資源化できるものについて選別すること。
最終処分	中間処理施設で焼却・破碎・溶融したものを埋立処分すること。
山元還元	溶融飛灰から非鉄金属を回収し再使用する一連の操作のことで、溶融飛灰を埋立処分せず、山元（鉱山や精錬所）に戻すという有価金属の再利用のこと。
3 R	循環型社会形成推進基本法で、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を（1）リデュース、（2）リユース、（3）リサイクル、（4）熱回収（サーマルリサイクル）、（5）適正処分と定めており、3 Rは「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse=再使用）」「リサイクル（Recycle=再資源化）」の頭文字を取ったもの。
2 R	3 Rのうち、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取り組みが遅れているリデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse=再使用）」を特に抜き出したもの。
多量排出事業者	「古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第 17 条に定められている事業者で、排出量要件（月平均 3 t 以上）、面積要件（特定事業用建築物：古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第 5 条第 1 項）に該当する事業系一般廃棄物を排出する事業者。
循環資源	廃棄物のうち、有用なもの。循環型社会形成推進基本法では、循環資源について循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべき旨を規定している。
拡大生産者責任	自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方。
地域循環圏	地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては、循環の環を広域化させることにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていくという考え方。
廃棄物減量等推進員制度	廃棄物処理法第 5 条の 8 に定められているもので、市町村行政との密接な連携の下に、地域に密着して一般廃棄物の減量化、再生利用を促進していくためのリーダーとなるものであり、市町村の施策への協力その他の活動を行う。
直接資源化量	ごみ処理施設へ搬入されたごみのうち、中間処理を経ることなく、直接、資源回収業者等に引き渡された量。

アンケート調査概要

- ・ 市民アンケート（令和5年度実施）
- ・ 事業者アンケート（令和5年度実施）
- ・ 生ごみアンケート

作成中

ごみ組成調査結果

計画策定の経緯